

新町まちづくり計画

野上町・美里町合併協議会【平成18年1月】

紀美野町【平成27年3月変更】

紀美野町【令和3年3月変更】

目 次

1. 基本的な条件	1
(1) 合併の必要性	1
(2) 住民の意向	3
(3) 目標、計画策定の方針	7
2. 新町の概況とまちづくりの課題	8
(1) 位置と地勢	8
(2) 人 口	9
(3) 産 業	10
(4) 土地利用	13
(5) まちづくりの課題	14
3. 新町まちづくりの基本方針	15
(1) 前提条件	15
(2) 新町の将来像	17
(3) 人口フレーム	18
(4) 新町の地域構造	19
(5) 新町まちづくりの施策と基本方針	22
4. 新町の施策	24
(1) 施策の体系	24
(2) 主要事業	26
5. 和歌山県事業の推進	40
6. 公共的施設の適正配置と整備	41
7. 財政計画	42
(1) 前提条件	42
(2) 歳入歳出の見通し	44

1. 基本的な条件

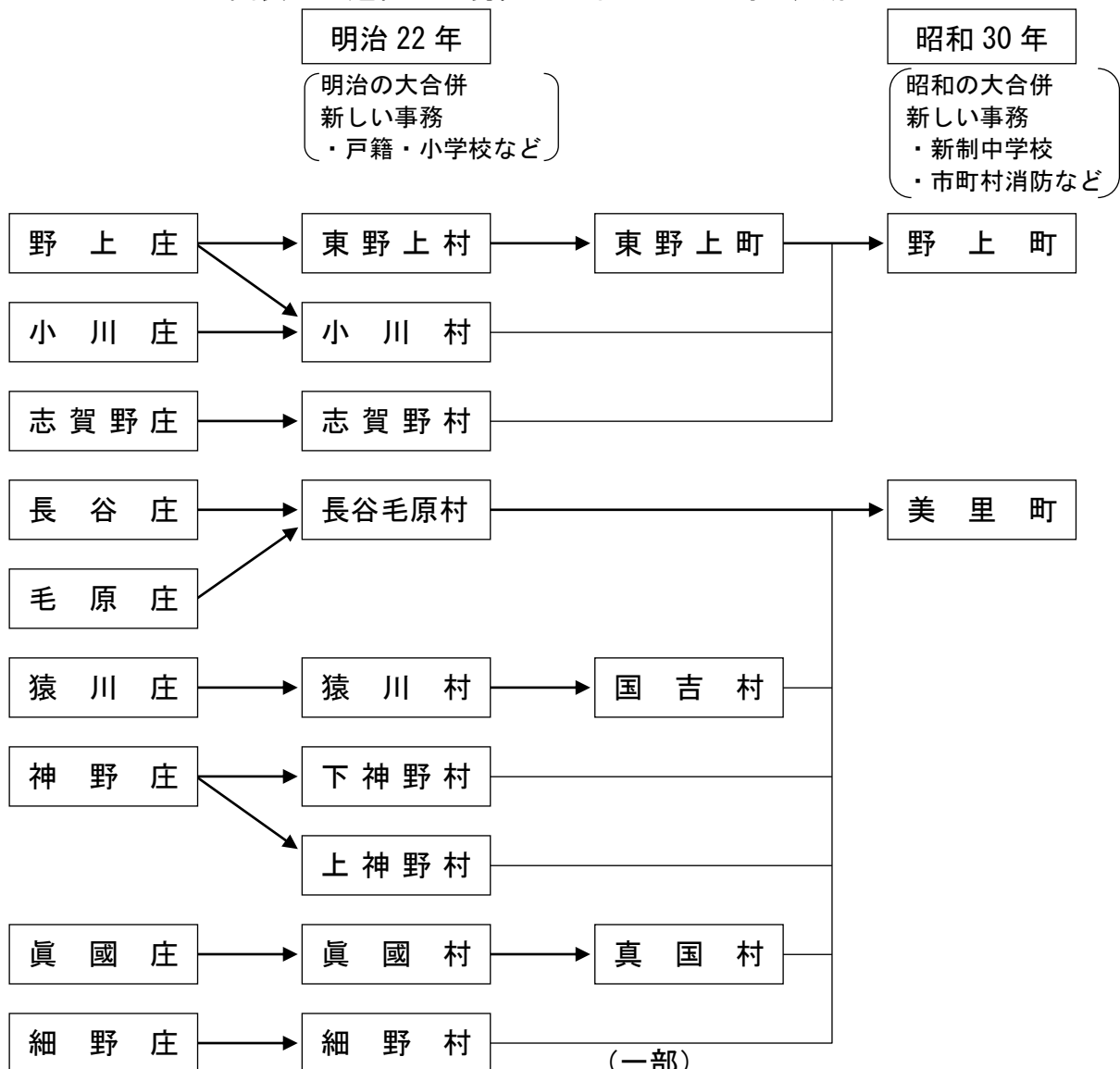
(1) 合併の必要性

1) 歴史的経緯

野上町、美里町では、江戸時代から現在に至るまで、明治の大合併、昭和の大合併などを契機として、複数の町村の合併がなされてきました。合併することにより、戸籍や小学校などの基本的な仕事を処理できるような自治体能力を持ち、さらに、社会福祉や保健衛生、学校教育や消防などの多くの仕事を町で行うことができるようになったと言えます。

21世紀という新たな時代を迎え、今後、基礎自治体である市町村に求められる仕事や能力が拡大する中で、2町においても新たな時代ニーズに的確に対応できる体制を構築することが求められます。

図表1 近世から現在に至るまでの2町の足跡



2) 住民ニーズの高度化・多様化へ対応します

景気の低迷による企業の倒産、高度情報社会の進展、地球規模での環境問題の顕在化など社会経済システムが大きく変わりつつあります。同時に、これは地域住民の生活の変化でもあります。基礎的自治体である市町村は、地域社会の変容に対応していくことが求められています。

全国的な傾向として少子高齢化や、税負担者の減少・税消費者の増加が進む反面、保健・医療・福祉の分野においては、これまでにない多様な住民ニーズが発生することが予想されます。

今後、地域間競争や、連携・交流の促進の中で、行財政基盤の強化等に努め、高度かつ多様な住民ニーズに応えていくことが重要になります。

3) 財政基盤の強化・効率化を図ります

近年、全国的に経済活動の低迷が続いており、国や県、市町村の財政状況も極めて厳しい状況に置かれています。

市町村の歳入については、地方交付税や国県支出金、地方債など依存型の財政構造になっている地域が多く、両町も同じような状況にあります。

一方、総務省が平成 14 年度より地方交付税改革に着手し、地方交付税の総額削減なども進行中であり、従来の地方交付税制度などの財政制度の維持が難しくなっており、両町もこの影響を直接的に受けることになります。

2 町の財政規模については、平成 14 年度の歳入歳出決算額の 2 町の単純合計額は、歳入額が約 88.1 億円、歳出額が約 84.4 億円となっています。

これからは、国や県への依存を減らしつつ、あらゆる局面で行財政改革に取り組み、財政基盤の強化を図るとともに、効率的かつ効果的な財政運営に努める必要があります。

4) 地方分権化に対応し自治能力の向上を図ります

平成 12 年 4 月より地方分権一括法が施行され、地方分権が進展しつつあります。これにより、市町村への権限委譲が進み、市町村事務が拡大し、同時にその責任もますます重くなっています。

さらに、社会システムの変化に伴い、これまでに経験したことのない行政対応に迫られることが予想され、市町村の適切・的確な判断と対応が求められます。

今後、組織体制の整理や再編成を行い、専門的な知識をもつ職員の育成、配置などに取り組み、中央集権型行政システムから脱却し、市町村の自治能力を高めていく必要があります。

(2) 住民の意向

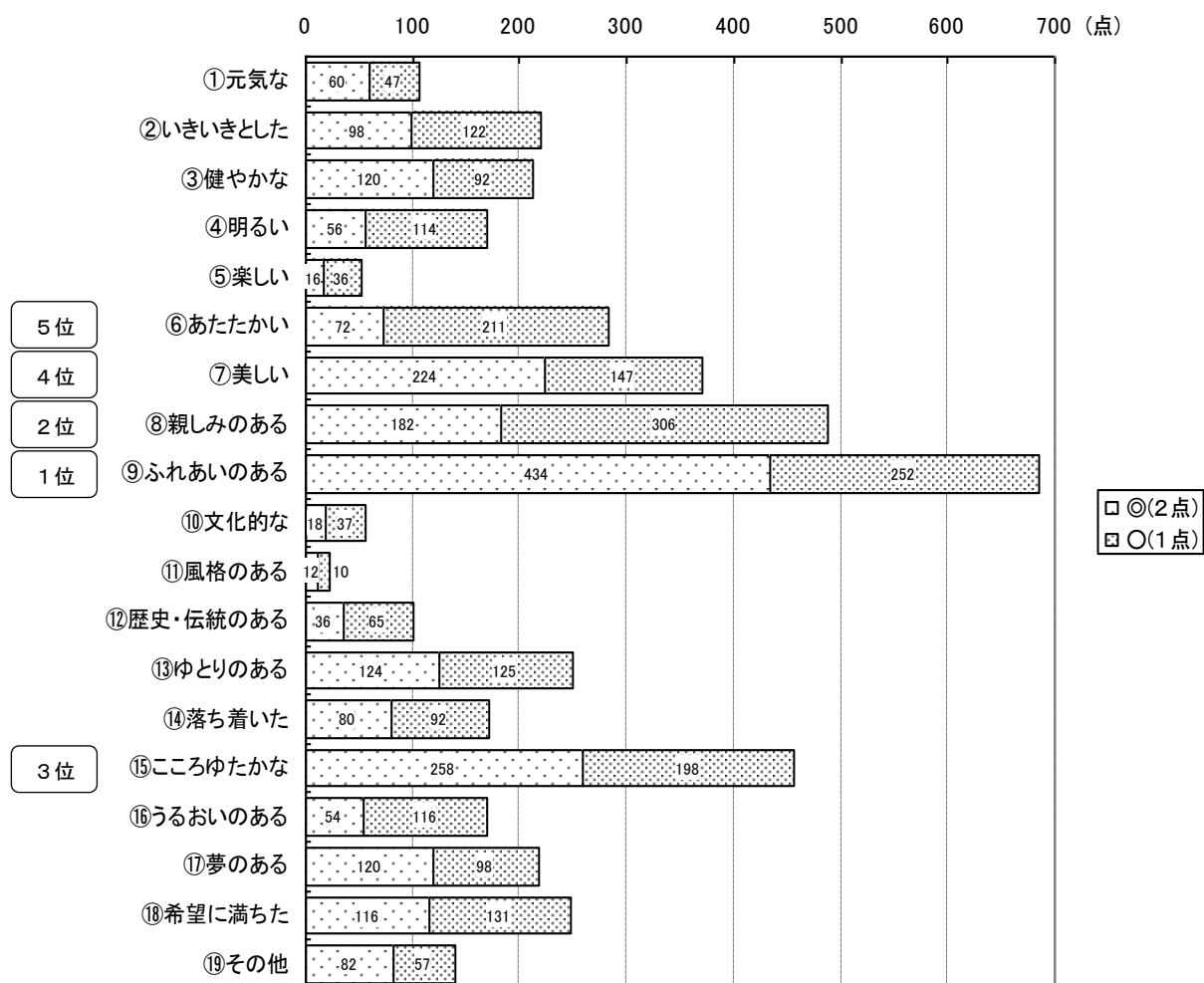
住民意向を十分に把握するために実施したアンケート調査の結果をもとに、本計画づくりに活かしていく内容については、次のとおりです。

1) まちの将来イメージ

新町の将来イメージとして、どのような言葉があてはまるかについて、複数回答（最もあてはまるものを1つ◎、その次にあてはまるものを2つまで○）で聞き、分析したところ、最も多いのは「ふれあいのある」で、次いで「親しみのある」、3位は「ころゆたかな」、4位は「美しい」、5位は「あたたかい」となっています。

また、最もあてはまるものについて見ると、「ふれあいのある」は全体評価と同じく最も多いですが、「ころゆたかな」が2位となっています。

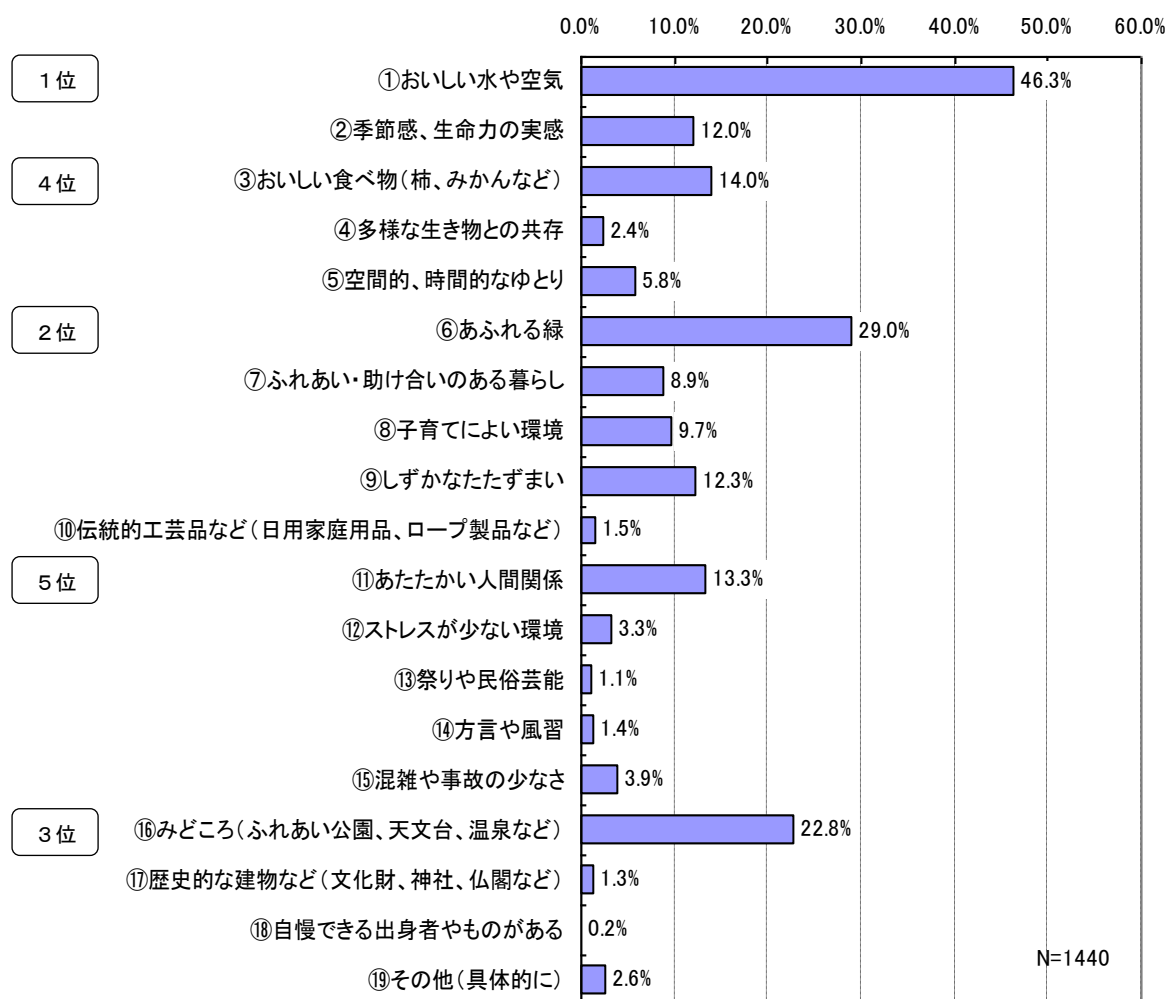
図表2 新町の将来イメージについて



2) まちの誇り・自慢

新町のどのようなことを誇りに思い、自慢するかについて、複数回答（2つまで）で聞いたところ、最も多いのは「おいしい水や空気」で、次いで「あふれる緑」、3位は「みどころ」、4位は「おいしい食べ物」と自然環境に関するものが多く、5位は「あたたかい人間関係」となっています。

図表3 まちの誇り・自慢について（複数回答）

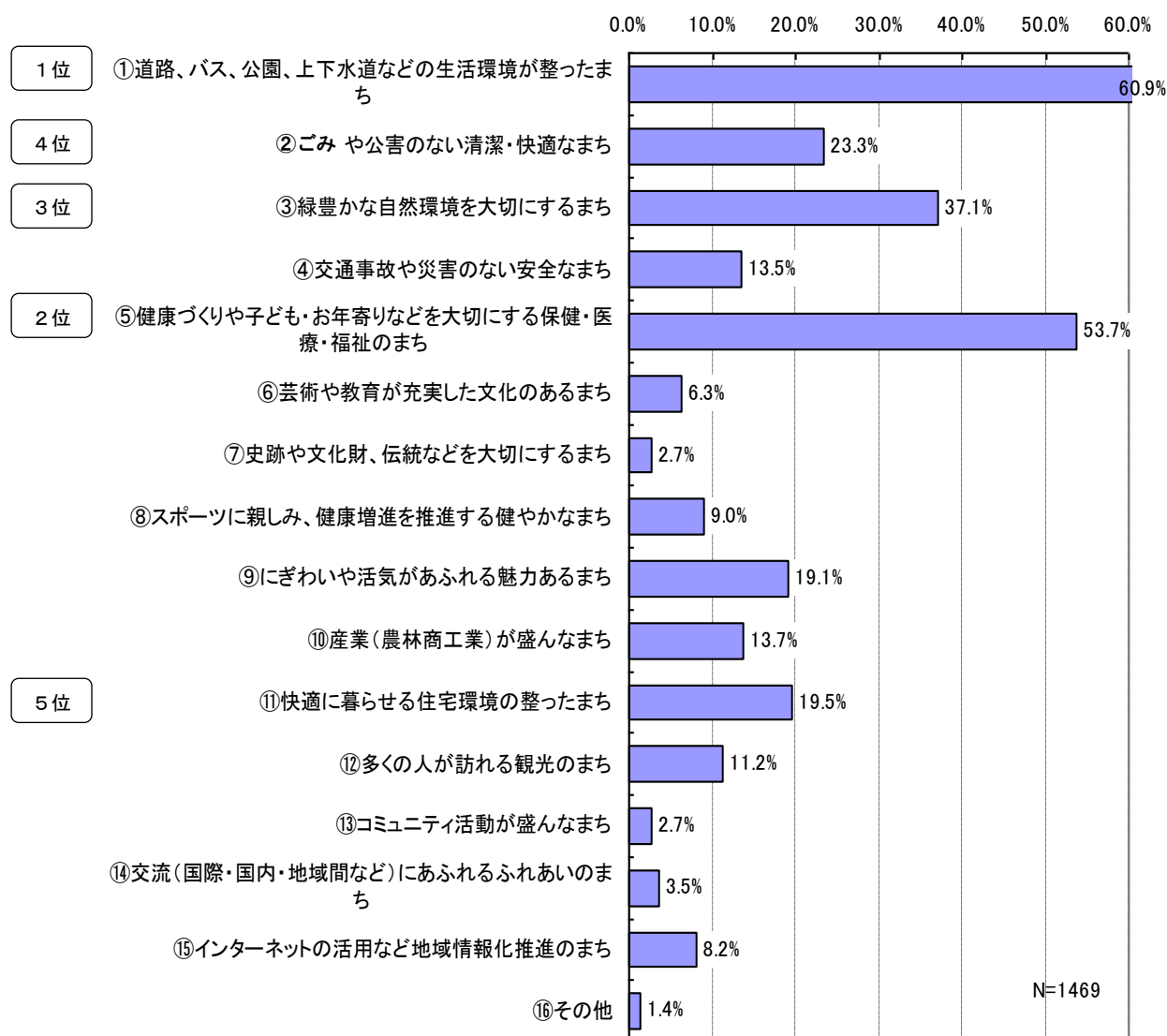


3) まちづくり・人づくりの将来

新町がまちづくり・人づくりで将来どのようになっていけばよいかについて、複数回答（3つまで）で聞いたところ、最も多いのは「道路、バス、公園、上下水道などの生活環境が整ったまち」で、次いで「健康づくりや子ども・お年寄りなどを大切にする保健・医療・福祉のまち」、3位は「緑豊かな自然環境を大切にするまち」、4位は「ごみや公害のない清潔・快適なまち」、5位は「快適に暮らせる住宅環境の整ったまち」となっています。

「緑豊かな自然環境を大切にするまち」は、住民が自慢としている「おいしい水や空気」「あふれる緑」を大切にしたいという意識の表れであると思われます。

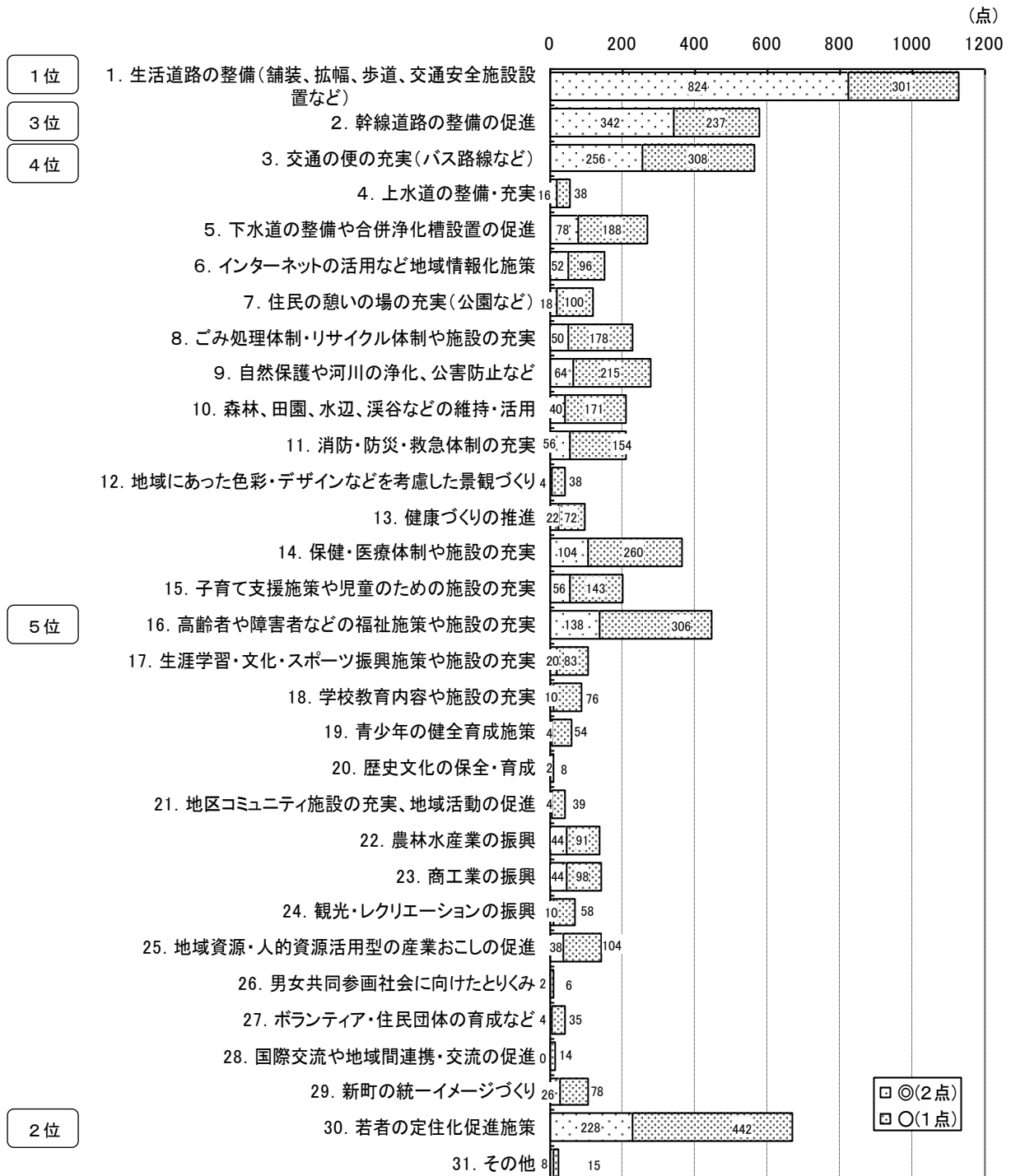
図表4 まちづくり・人づくりの将来について（複数回答）



4) 優先的に取り組んで欲しい施策

新町で優先的に取り組んで欲しい施策について、複数回答（最もあてはまるものを1つ◎、その次にあてはまるものを2つまで○）で聞き、分析したところ、最も多いのは「生活道路の整備（舗装・拡幅・歩道・交通安全施設設置など）」で、次いで「若者の定住化促進施策」、3位は「幹線道路の整備の促進」、4位は「交通の便の充実（バス路線など）」、5位は「高齢者や障害者などの福祉施策や施設の充実」となっています。

図表5 優先的に取り組んで欲しい施策について（複数回答）



(3) 目標、計画策定の方針

1) 計画の趣旨

この計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づく法定計画として作成するものです。野上町、美里町の合併後に新町を建設していくための基本方針を定め、これに基づく各分野の施策の方向を示したまちづくり計画を策定するとともに、総合的かつ効果的にその実現を図ることにより、新町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新町全体の均衡ある発展をめざすものです。

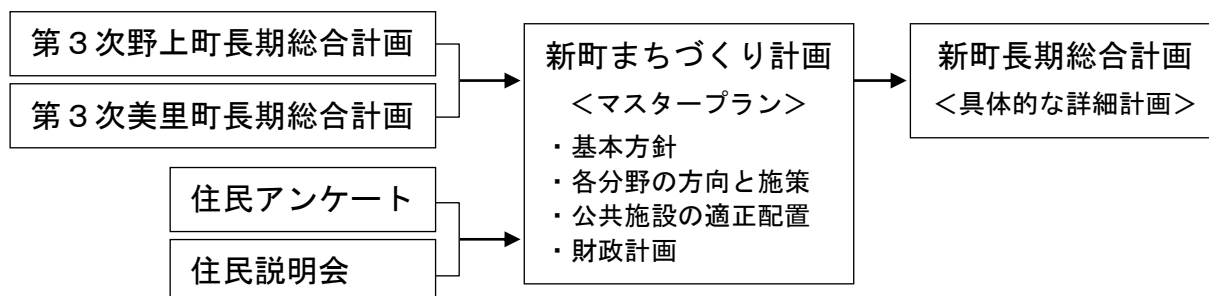
なお、この計画のより詳細かつ具体的な内容については、合併後、新町において策定する総合計画（基本構想、基本計画及び実施計画）に委ねるものとします。

2) 計画の構成

この計画は、新町のまちづくりを進めていくための「基本方針」、「主要施策」、「公共施設の整備と適正配置」及び「財政計画」を中心として構成するものとします。

3) 計画の期間

この計画における「主要施策」、「公共施設の整備と適正配置」及び「財政計画」は、合併年度及びこれに続く20年度間について定めるものとします。

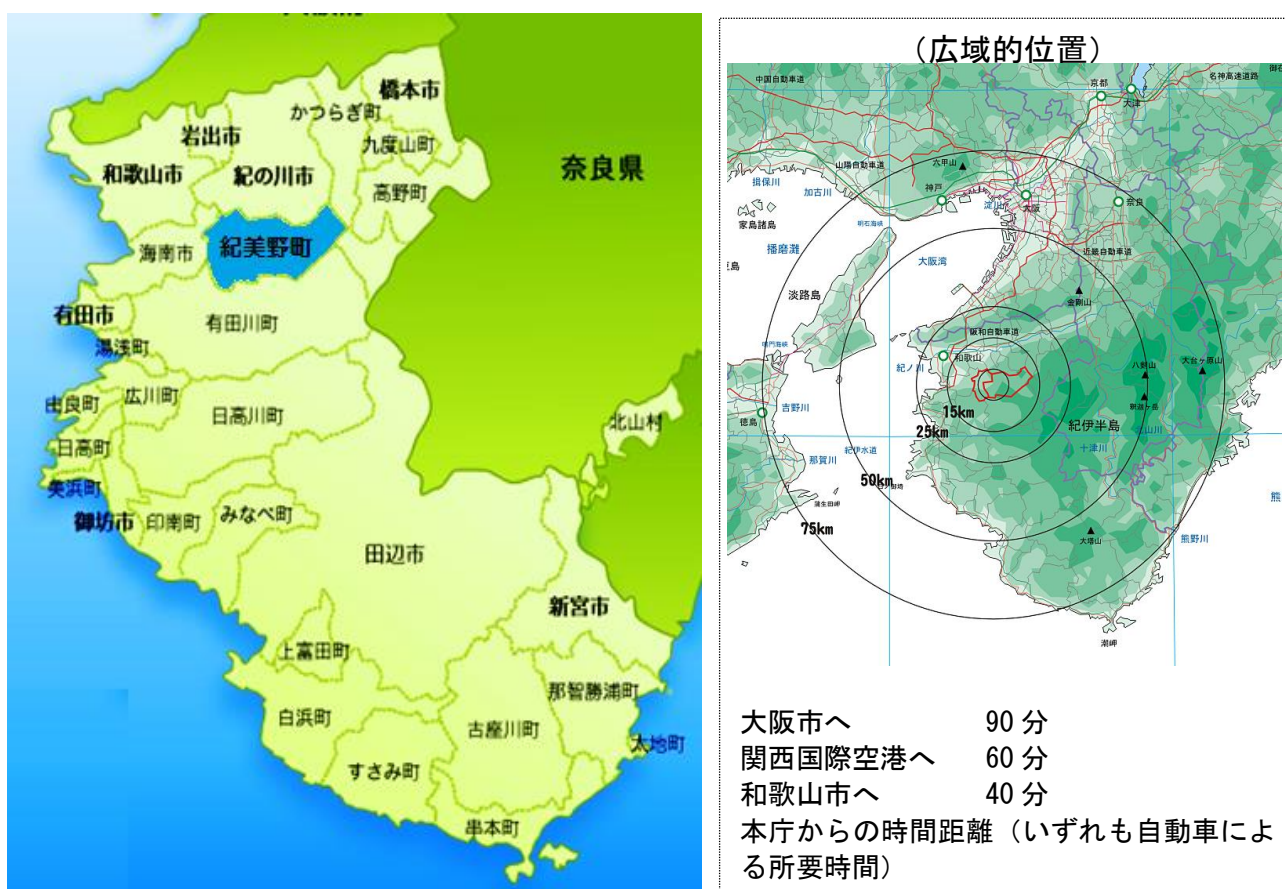


2. 新町の概況とまちづくりの課題

(1) 位置と地勢

新町は、紀伊半島の中央部西寄り和歌山都市圏に位置し、海草郡に属します。面積は128.31k m²となり、和歌山県全域面積4,725k m²の約2.7%を占めます。

図表6 新町の位置



町名	面積 (km ²)	県全域面積に対する割合 (%)
野上町	38.56	0.8
美里町	89.75	1.9
合計	128.31	2.7
和歌山県	4,725	100

(2) 人 口

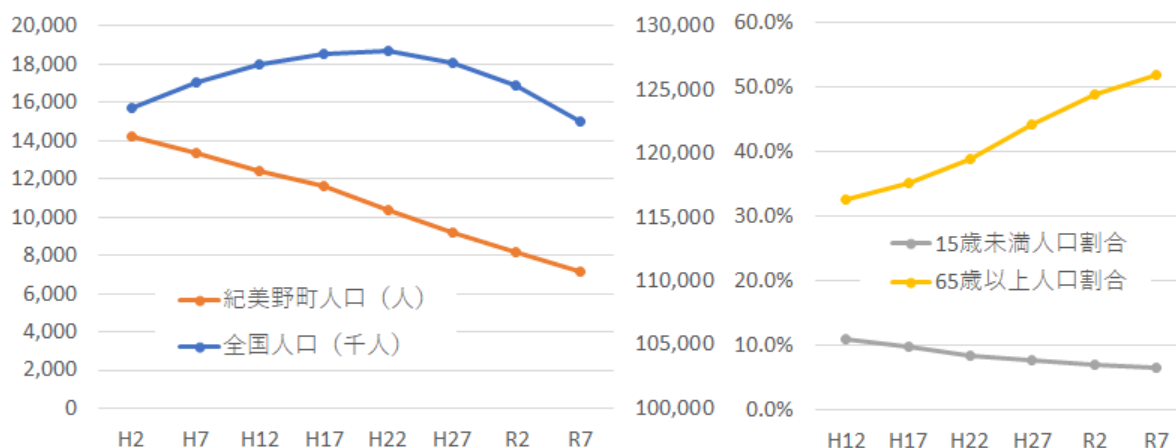
平成 12 年の国勢調査によると、野上町は 8,317 人と美里町は 4,070 人で両町が合併すると、人口 12,387 人の新町となります。

また、世代別の人口構成をみると、65 歳以上の高齢者比率が 32.6%となっており、全国平均の 17.3%、和歌山県平均の 21.2%と比較して高い地域であるといえます。

なお、総務省統計局によると、平成 20 年が日本の人口減少社会『元年』と発表されており、また、国立社会保障・人口問題研究所が発表した『日本の地域別将来推計人口』によれば、平成 26 年には 1 億 2,729 万人、高齢者比率 25%になると予想されています。

2 町における人口減少・少子高齢化の傾向は、昭和 55 年から始まっており、平成 27 年の国勢調査による人口は 9,206 人、高齢者比率は 44%となっています。今後も同じようなペースで減少が続けば、令和 7 年の人口は約 7,000 人を下回り、高齢者比率は 52%に達すると予測されます。

図表 7 全国及び 2 町の将来人口予測



※1 実績は、総務省「国勢調査」等による（各年 10 月 1 日現在の人口）

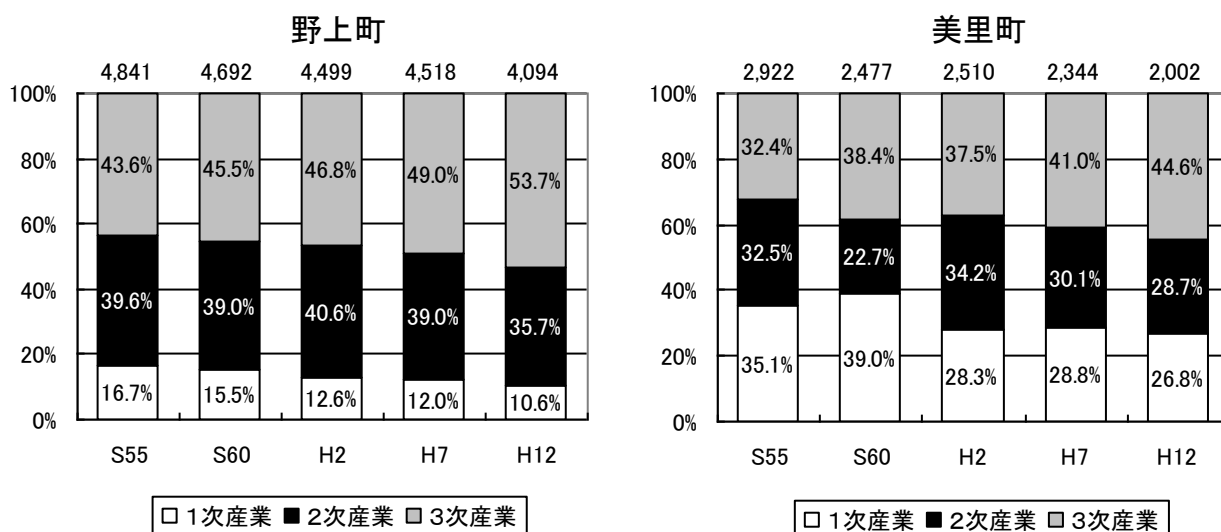
※2 全国人口の推計値は、社人研「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」は出生中位（死亡中位）の仮定による。

※3 紀美野町人口の推計値は、紀美野町人口ビジョン P29 記載の推計（社人研推計を平成 27 年度以降の住民基本台帳の人口動向で補正）

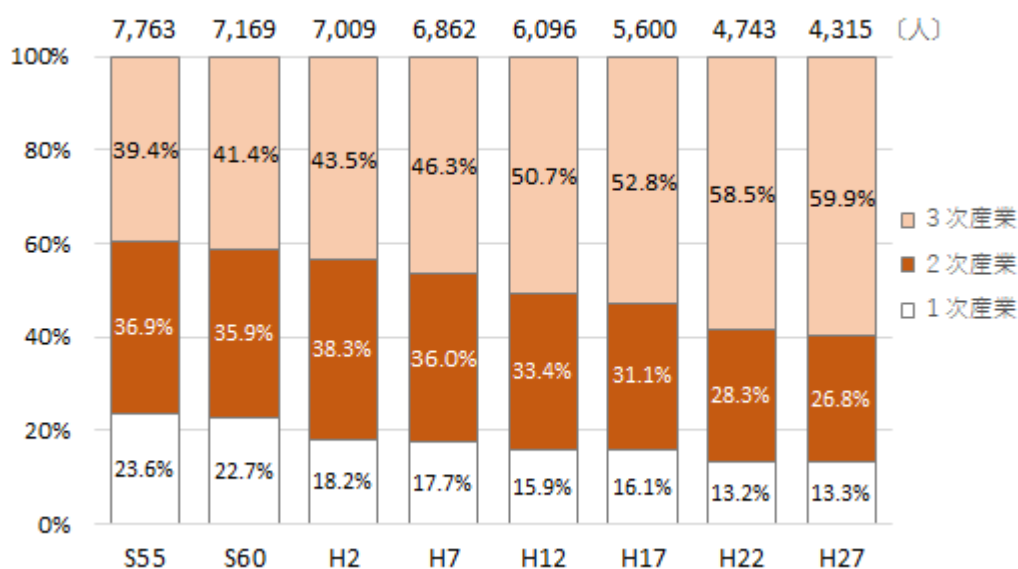
(3) 産 業

両町の就業者数は昭和55年から平成27年にかけて約7,800人から約4,300人まで50%減少しています。産業別就業者割合の推移を見ると、第1次産業が減少し、第3次産業が増加、第2次産業が増減を繰り返しています。第1次産業は減少を続けていますが、その割合は全体の13.3%であり、全国平均の3.7%、また和歌山県平均の8.7%と比較して高くなっています。

図表8 両町の就業者数及び産業別就業者数割合の推移



2町合計



《農 業》

新町の農業従業者は、高齢化と後継者不足により減少を続けています。また、耕作規模も毎年減少し、零細化や獣害被害が目立ってきています。

野上町は元来、米作が中心でしたが徐々に減少し、生産の中心はみかん、ゆず、梅、野菜などの作物に移ってきています。

美里町は、山に囲まれ平坦地が少ないという立地条件から果樹や野菜の生産が中心であり、特産品である柿のほか、サンショ、梅などの作物を生産しています。

近年は、生産から加工販売までを一元化した6次産業化に取り組むものもあり、他産業と連携していくなど、柔軟な意識を有する未来の農業を担う人材育成が重要となってきました。

《林 業》

新町の森林面積は9,659haで、うち私有林は9,471haとなっています（資料：農林水産省統計情報部「2015年農林業センサス」）。林業は、木材価格及び需要の低迷や林業労働者の不足と高齢化により経営が厳しいものとなっています。

このような状況の中で、町、森林組合、森林所有者等が一体となって、林業生産基盤の整備、林業関係団体等の育成により、森林の適正な管理を促進するとともに、森林資源の有効活用を図りながら、豊かな自然環境の次世代への継承に向け、町土保全等公益的機能の維持に努めます。

《水産業》

貴志川、真国川の清流では、古くから内水面漁業として鮎の放流が行われてきました。近年、貴志川の上流でアマゴの放流を行うなど漁期の拡大を図り、県外からも入漁者を集めています。

《工 業》

野上町の工業は、明治、大正、昭和を通じ、清酒、下駄台、シュロ加工業から始まり、県下でも群を抜く状況でしたが、戦後は化学繊維の発達と人件費の高騰により衰退し、化繊ロープや日用・家庭用品などに取って代わりました。製造品出荷額は平成5年をピークとして減少傾向にあり、経営の近代化、技術の向上、製品開発などにより経営基盤を強化し、人材の育成なども求められています。

なお、昭和60年に竣工した野上工業団地には、現在9社が操業しており、就労の場としても重要な位置を占めています。

美里町は家内工業的なものが主体で、製造品出荷額も大きなものではありません。

《商 業》

人口減少による事業所の廃業などが増加傾向にある中、近年、小売業は、利用客の価値観の多様化に伴い、様々なサービスを提供する事業所が増加してきています。

また、地域で発行している共通商品券等の流通で地元の商業の活性化を図っています。創業者に対する支援や商品券の販売により、地元の商業の活性化を継続的に実施します。

《観 光》

自然や歴史、グルメなど様々な年齢層でも楽しめるテーマが充実し、観光資源が豊富にあります。関西随一のススキの高原「生石高原」や、綺麗な星空を観望できる「みさと天文台」、広大な芝生広場、パークゴルフ場やキャンプ施設のある「のかみふれあい公園」など、自然と調和した施設が充実しているほか、近年では、お洒落なパン屋、カフェ、レストラン、小物販売などの集客力のある新たな資源や近年高野までロードバイクが増加し、年間約48万人の観光客を迎えています。

他にもまだまだ観光の起爆剤となる資源があり、今後これらを発掘し保護し、観光客の町内滞在時間を増やすことで、観光産業を盛り上げていかななくてはなりません。

その取組として、地域づくりグループによる産品づくりや、農家民泊起業者への援助、宿泊施設とイベントをコラボさせるなど、観光産業を盛り上げています。

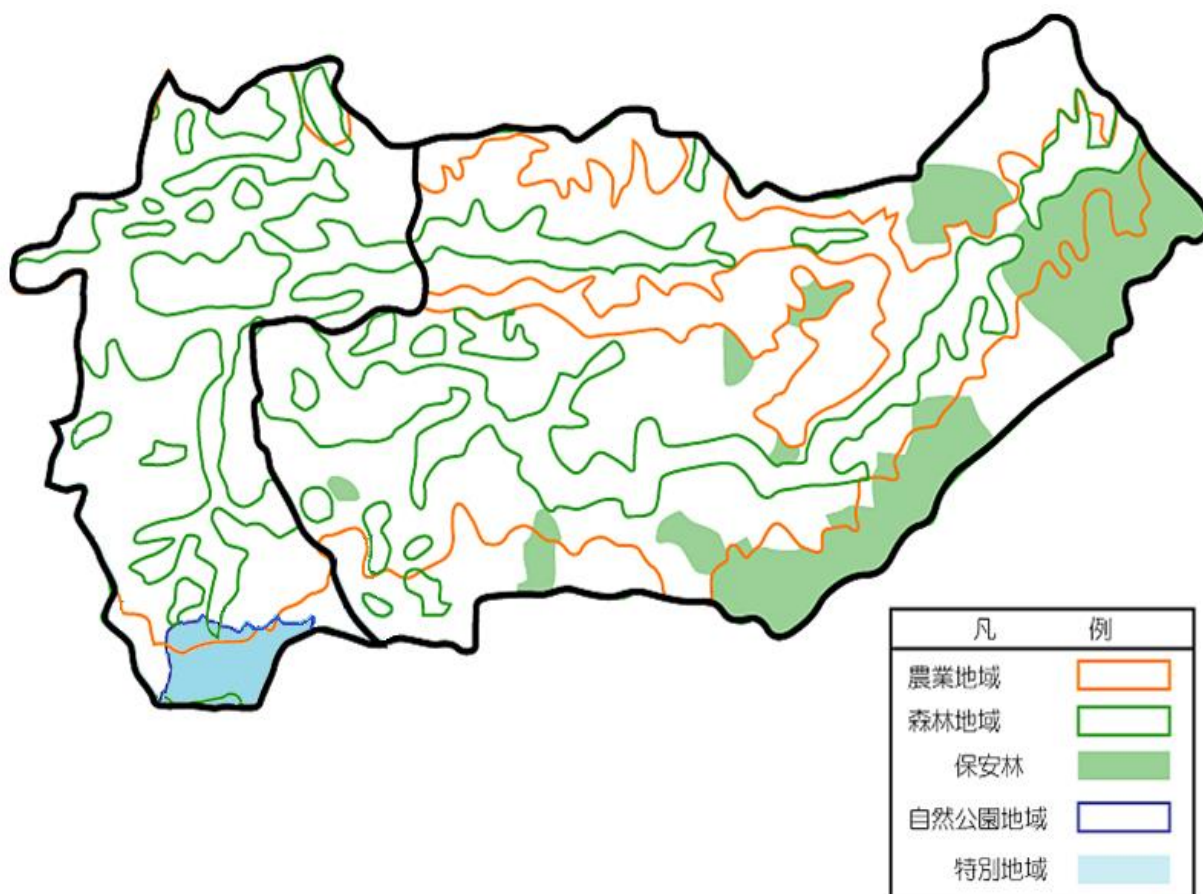
(4) 土地利用

当地域は東西に流れる貴志川流域に広がる丘陵地と山地からなります。河川の沿岸には僅かながら河岸段丘が形成され、農地と集落が集中しています。しかしながら、農地は年々減少傾向にあります。

丘陵地や傾斜地は、果樹園としても利用されており、みかんや柿、ゆず、梅、サンショウが栽培されています。山間部は森林が広がっており、生石高原県立自然公園があります。

地目別に土地利用状況を見ると、9,659ha が森林であり、総面積の 75%を占めています。また農地は 8% 程度を占めています。行政面積から森林、水面等を除いたいわゆる可住地面積は 3,168ha となり可住地面積率は 24.7%、可住地面積あたりの人口密度は 391 人/km² です。

図表 9 新町の土地利用現況図



(5) まちづくりの課題

新町まちづくりの基本的な条件や新町の概況を踏まえると、以下のようなまちづくりの課題が考えられます。

大都市圏近接のメリットの活用

京阪神へ2～3時間、関西国際空港へ1時間、和歌山市へ40分など都市部への近接性を生かしたまちづくりが求められます。

人口減少と少子高齢化への対応

コーホート法による人口推計では、将来、両町の人口は少しずつ減り続け、少子化と高齢化は進み、このままでは地域の活力維持が困難になってきます。今後は、こうした状況に対応した多面的な施策展開が求められます。

豊かな自然環境の活用

京阪神に近接し、空、山、川など、身近なやすらぎ・いやしの空間を提供できるメリットをまちづくりに生かしていくことが求められます。

生活の知恵、地域のリーダーなど豊かな人材の活用

こだわりの暮らしや趣味を体験したり、生活に取り入れたりする際のリーダーとなる人材が豊富であることを生かしたまちづくりが期待されます。

豊富な都市交流実績の展開

地域の特徴を生かした都市交流の実績をさらに発展させて、地域経営的にも優れたシステムを構築することが望まれます。

両町の特性の相乗的・補完的な効果の発揮

都市や高速交通網に近く、比較的平坦部も多い野上町と、自然や歴史の宝庫である美里町の両町のメリットを相乗的に発現することによって、独自性に富んだ地域づくりを進めていくことが望まれます。

特徴ある新しい地場産業の育成

消費者の健康と安心を考えた果樹・野菜栽培、繊維・日用家庭用品の製造業、伝統産業であるシュロ縄産業から発展したロープ製造業、観光産業等々、地域に根付く産業と新たな産業の相互乗り入れによる総合的な地場産業の展開が期待されます。

3. 新町まちづくりの基本方針

(1) 前提条件

1) 関連計画

新町の将来像及びまちづくりの基本方針を策定する前提として、現在の野上町、美里町のまちづくりの方向を踏まえます。

野上町におけるまちづくりの方向（第三次野上町長期総合計画後期基本計画）

【将来像】『清く、明るく、住みよいまち』

【行政指向】

- ◇ 「清く、明るく、住みよいまち」づくりをめざす
- ◇ 21世紀に生きるまちづくりをめざす
- ◇ 基本的人権が尊重されるまちづくりをめざす
- ◇ 住民参加によるまちづくりをめざす

【施策の柱】

- ◆ 快適な環境づくりをめざして
- ◆ 健康で豊かな福祉をめざして
- ◆ 活力ある産業の振興をめざして
- ◆ 豊かな教育と文化の向上をめざして
- ◆ 効率的な行財政の運営をめざして

美里町におけるまちづくりの方向（第三次美里町長期総合計画）

【将来像】『花と水と星につつまれた「ふるさと夢町みさと」の創造』

—活力とゆとりに満ちた＜理想郷＞をめざして—

【計画の基本的視点】

- ◇ 現状打破に向けての危機意識の醸成
- ◇ 共助・協働社会の実現
- ◇ 多様な価値観と個性の尊重
- ◇ 美里町が一丸となったふるさと生活文化の構築

【施策の基本方向】

- ◆ 「町民自律」の実現 —元気のいい人づくり—
- ◆ 「健康増進・環境共生」の実現 —安心して健康な暮らしづくり—
- ◆ 「しごと創造」の実現 —ふるさと総合産業づくり—
- ◆ 「交流活力」の実現 —次世代を支える基盤づくり—

2) 地域の個性

新町の将来像及びまちづくりの基本方針の基盤となる地域の個性は、次のとおりです。

森と水 自然環境資源に恵まれたまち

地域の約75%を占める森林、貴志川、真国川、梅本川の清流、清浄な水、空気など、豊かな自然環境資源に恵まれた町です。

歴史や文化が息づく資源豊かなまち

豊かな自然環境など共通の資源を背景として、文化財の保護、伝統芸能、生活文化の継承を行うことが、人々の生活のうらおいや町の誇りとなっており、地域コミュニティの維持にも大いに役立っています。

多様な交流の可能性を持つまち

京阪神都市圏へ2～3時間、関西国際空港へ1時間と、比較的恵まれた立地条件を有しており、豊かな自然環境や歴史・文化を背景として、人・モノ・情報の多様な交流の可能性を秘めたまちであり、これまでも都市との交流の実績を積み上げてきました。

3) 基本姿勢

豊かな自然や歴史、文化などは、新町で育み、活かしていくことが重要です。

地域の多様な交流の可能性を有するという特性と、自然環境や文化・伝統を生かし、産業の振興などに積極的に取り組む必要があります。また、自然や歴史に囲まれ、住民が心地よく暮らすことができる住環境を大切にし、まちを訪れた人がやすらぎやゆとりを感じられるまちづくりを進める必要があります。

こうしたまちづくりを進めるためには、これまでの行政主体のまちづくりではなく、住民と行政の協働によるパートナーシップのまちづくりを展開することが重要です。若い世代からお年寄りまで、地域みんなで考え、みんなで行動する、住民主体のまちづくりを進めます。

新町の魅力的な資源と、地域の人々の活動がうまく結びつくことで、新しい文化を生み出していくまちをめざします。

(2) 新町の将来像

上述の前提条件及び住民意向などを踏まえ、新町の将来像を次のように掲げます。

空・山・川のふれあいのある、美しいふる

さと

まちづくりの柱

みどりに満ちた住みよいまち

共に支えあうところ豊かなまち

いきいきと活力あふれるまち

みどり豊かな山林、貴志川水系の清流、空一面に広がる満天の星空など、新町の自然は、地域の人々の誇りであり、またそこに暮らす人々、訪れる人々にうるおいとやすらぎを与える最も大切な資源です。

山林、田畑などの保全・再生、豊かな住環境の整備、農業の振興など、空・山・川の豊かな自然環境を大切にしまちづくりを進め、人々が出会い、ふれあい、共に支え合い、いきいきと活力にあふれる「美しいふるさと」をめざします。



(3) 人口フレーム

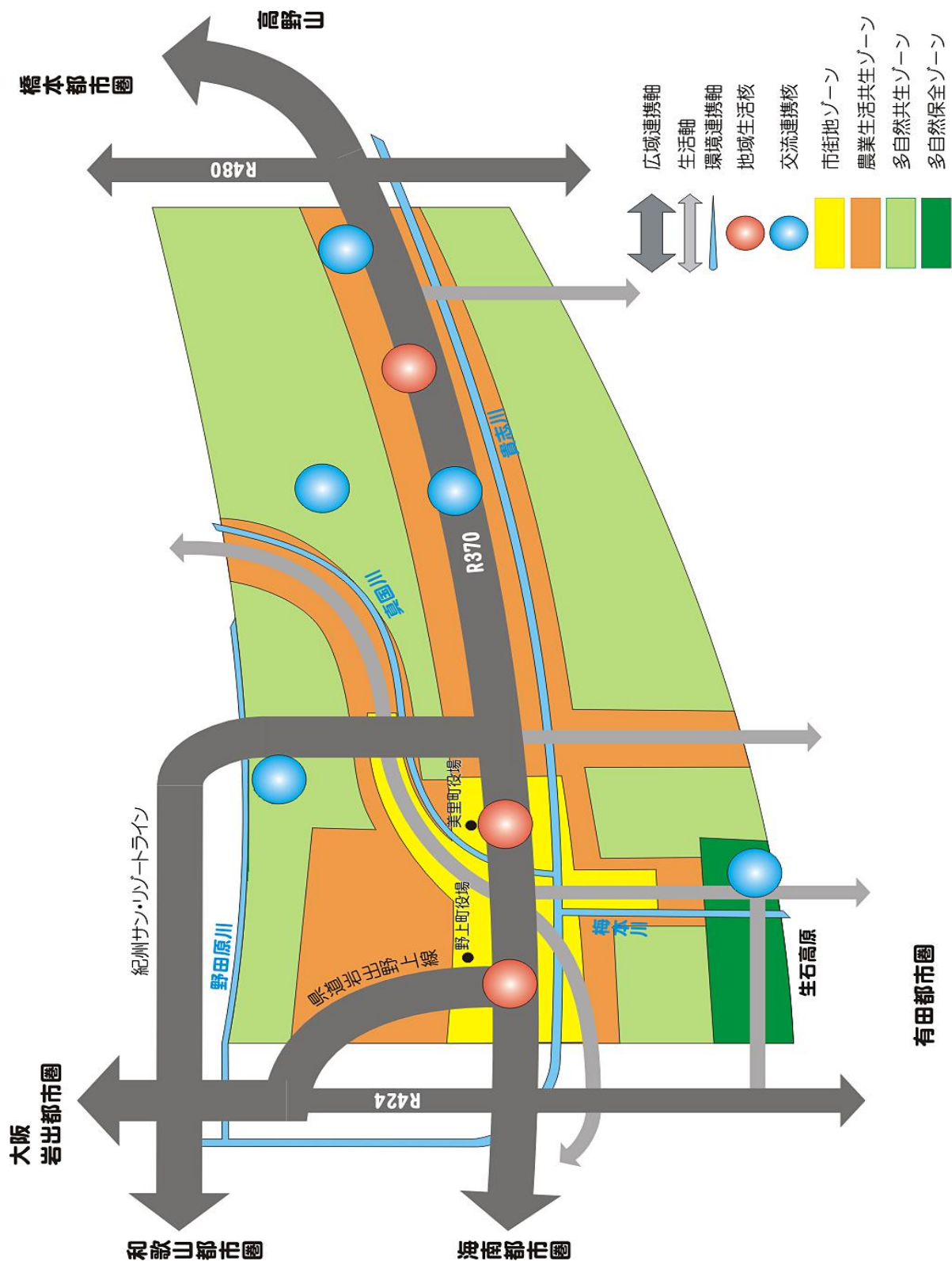
自然環境の保全や生活環境の整備などにより、今後も住民が豊かに生活できる環境をつくれます。また、地域での仕事づくりなどにより、若者の定住を促進します。さらに、身近な自然や人々のぬくもりなど新町の魅力を発信し、町外の人々にとっても魅力的な地域となるよう努力します。

今後、全国的に少子高齢化が進み、将来の人口減少が予測される状況の中で、この地域の恵まれた自然環境との共存・調和を図りながら道路、交通、医療、福祉などまちづくり全般を推進し、今後とも地域住民全体が共に支え合い豊かに生活できることが重要です。

また、都市からのU/J/Iターンを促進する魅力ある居住地の確保や就業・交流機会の創出など定住人口の維持増加に向けた諸施策を推進し、少子高齢社会の到来や人口減少の影響を最小限にとどめる必要があります。

(4) 新町の地域構造

新町の地域構造は、2つの核、2つのまちの軸、4つのゾーンから構成され、隣接する都市圏と連携することにより、新町の将来像を実現していきます。



核

まちとしての活力や住民の生活機能などを担う地域の拠点。

[地域生活核]

各町の中心部を地域生活核と位置づけ、地域生活核同士の連携を強化します。

生活に密接に結びつく地域生活核では、地域の歴史など、特色を活かした魅力づくりを進めるとともに、交通機能、商業機能等、都市的機能の充実を図ります。

[交流連携核]

各町の文化・レクリエーション拠点を交流連携核と位置づけ、ネットワーク化を図ります。

交流人口及び定住人口を増大するための拠点として、地域の魅力を発信する機能、学習・体験機能など交流・連携を向上する機能の充実を図ります。

ゾーン

適切な土地利用を進めるため、町域をおおまかに区分し、今後の土地利用の方針を定めた空間。

[市街地ゾーン]

国道 370 号沿道の野上町、美里町の地域核を結ぶエリアを市街地ゾーンと位置づけ、都市的環境の改善、都市的機能の集積、歴史的な集積の活用などを促進します。

[農業生活共生ゾーン]

河岸段丘及び準丘陵地に広がる農地を農業生活共生ゾーンと位置づけ、農業と生活・産業空間の調和を図ります。

[多自然共生ゾーン]

町の多くの空間を占める山地及び準丘陵地などを多自然共生ゾーンと位置づけ、豊かな自然環境を保全するとともに、農林業、観光・レクリエーションなど生活・産業空間として活用し共生を図ります。

[多自然保全ゾーン]

生石高原県立自然公園を多自然保全ゾーンと位置づけ、豊かな自然環境の保全を図るとともに、自然とのふれあいやすらぎ空間などとして活用します。

軸

道路や河川など、町内や周辺都市との連携・交流を進める上で、重要となる交通基盤や自然環境。

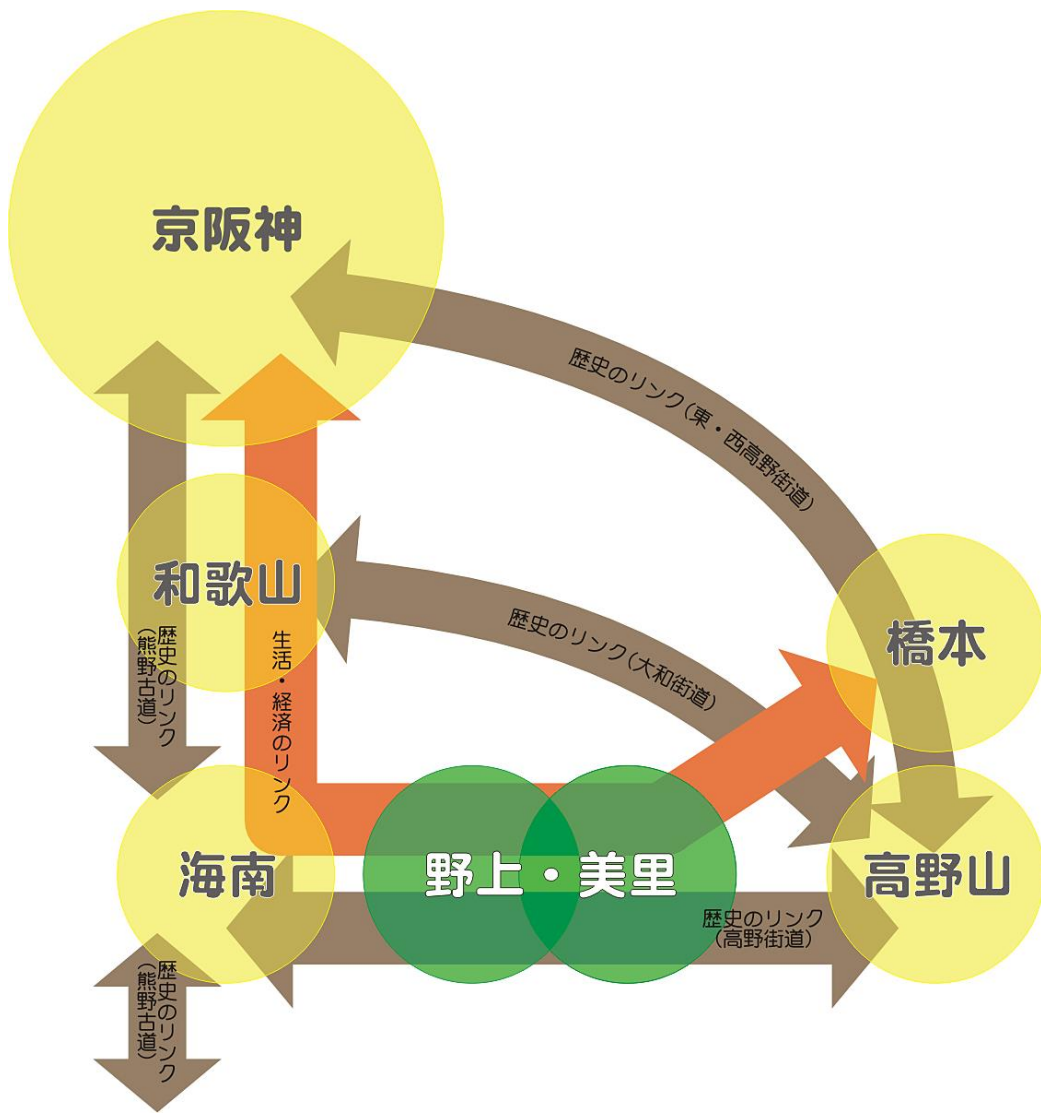
[広域連携・生活軸]

地域を東西に貫く国道 370 号、県道岩出野上線、紀州サン・リゾートラインを広域連携軸、広域連携軸と各集落及び隣接町を結ぶ県道を生活軸と位置づけ、地域間の連携を強化することによって、地域の活性化、生活利便性の向上、防災・救急の強化などを図っていきます。

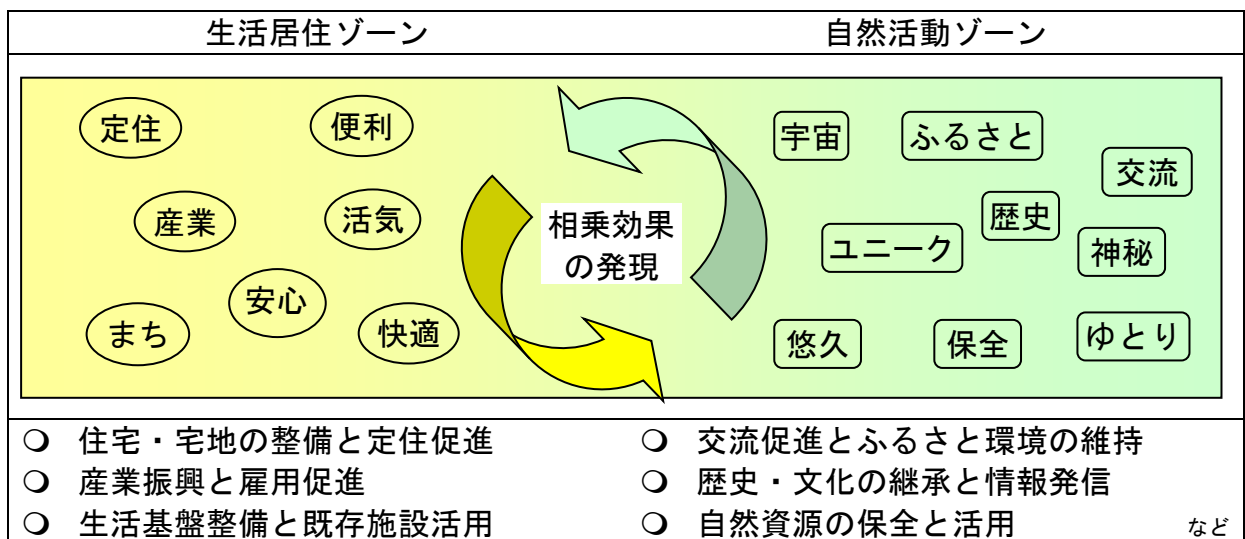
[環境連携軸]

霊場高野山に源を発し、長峰山脈、梨木山系からの集水を得て流れを育む貴志川などの河川を環境連携軸と位置づけ、水の循環に着目した環境保全及び改善のまちづくりを進めていきます。

図表 10 野上・美里の広域的構造及び連携のイメージ

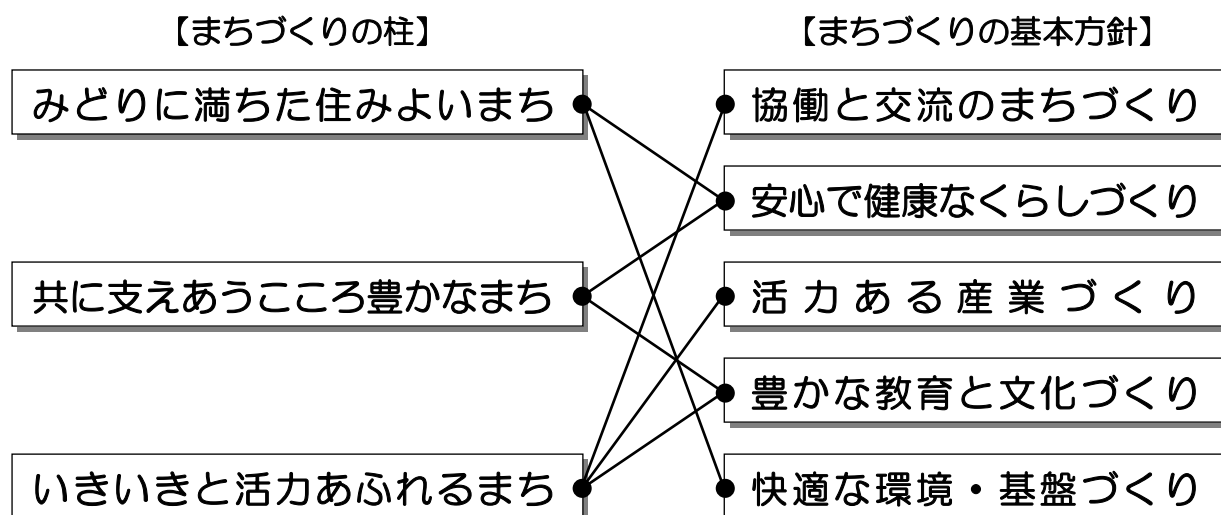


図表 11 広域的構造及び連携からみた新町の地域イメージ



(5) 新町まちづくりの施策と基本方針

新町の将来像を実現するためのまちづくりの基本方針は次のとおりです。



1) 協働と交流のまちづくり

合併にあたり、これまで進めてきたまちづくりを踏まえつつ、新町として新たな基本目標、将来像のもと、一体となったまちづくりを進める必要があります。各種団体の活動、ボランティア活動、NPOの活動など、住民の主体的な活動を推進し、住民との協働によるまちづくりを進めます。

新町では、個々の魅力ある地域をさらに特色あるものとするため、町内の連携や交流を促進し、一体的・総合的に発展する地域づくりを進めます。さらに、地理的条件を活かし、隣接市町はもとより、県内・外の主要都市などとの交流・連携を促進します。

2) 安心して健康な暮らしづくり

新町では、高齢者や障害者等のための医療・福祉の充実を図るとともに、住民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援し、生きがいや目標を持って暮らせるまちづくりを進めます。

また、きめ細かで総合的な子育て支援対策により、若い世代が安心して子育てができる環境づくりを進め、子どもから高齢者まで、だれもが健康で安心して暮らせるまちづくりをめざします。

3) 活力ある産業づくり

わが国の働く環境を取り巻く状況は厳しい状態が続いており、就業者数が経年的に減少し、若い世代が働くことのできる場の確保に対する住民の期待が高くなっています。

新町は、農林商工業や観光などによって地域経済が支えられており、環境と共生した農林業を支援・育成し、活性化を図るとともに、これら既存産業の振興を積極的に推進します。また、地域の多様な自然資源などを活かして、観光・レクリエーションを振興し、みんなが働くことのできる特色あるまちづくりをめざします。

4) 豊かな教育と文化づくり

新町では、学校・家庭・地域社会が連携して、郷土愛あふれる、こころ豊かで思いやりのある人づくりをめざします。

すべての人が自分らしい生き方を見つけ、生きがいを持って暮らせる環境づくりを進めます。また、ゆとりと個性、こころの豊かさ、生きる力を重視した教育・スポーツ振興などの学習の場づくりを進めます。さらに、歴史的資源、文化的資源など、地域の固有の文化を大切にし、次の世代に継承するしくみづくりを進めます。

5) 快適な環境・基盤づくり

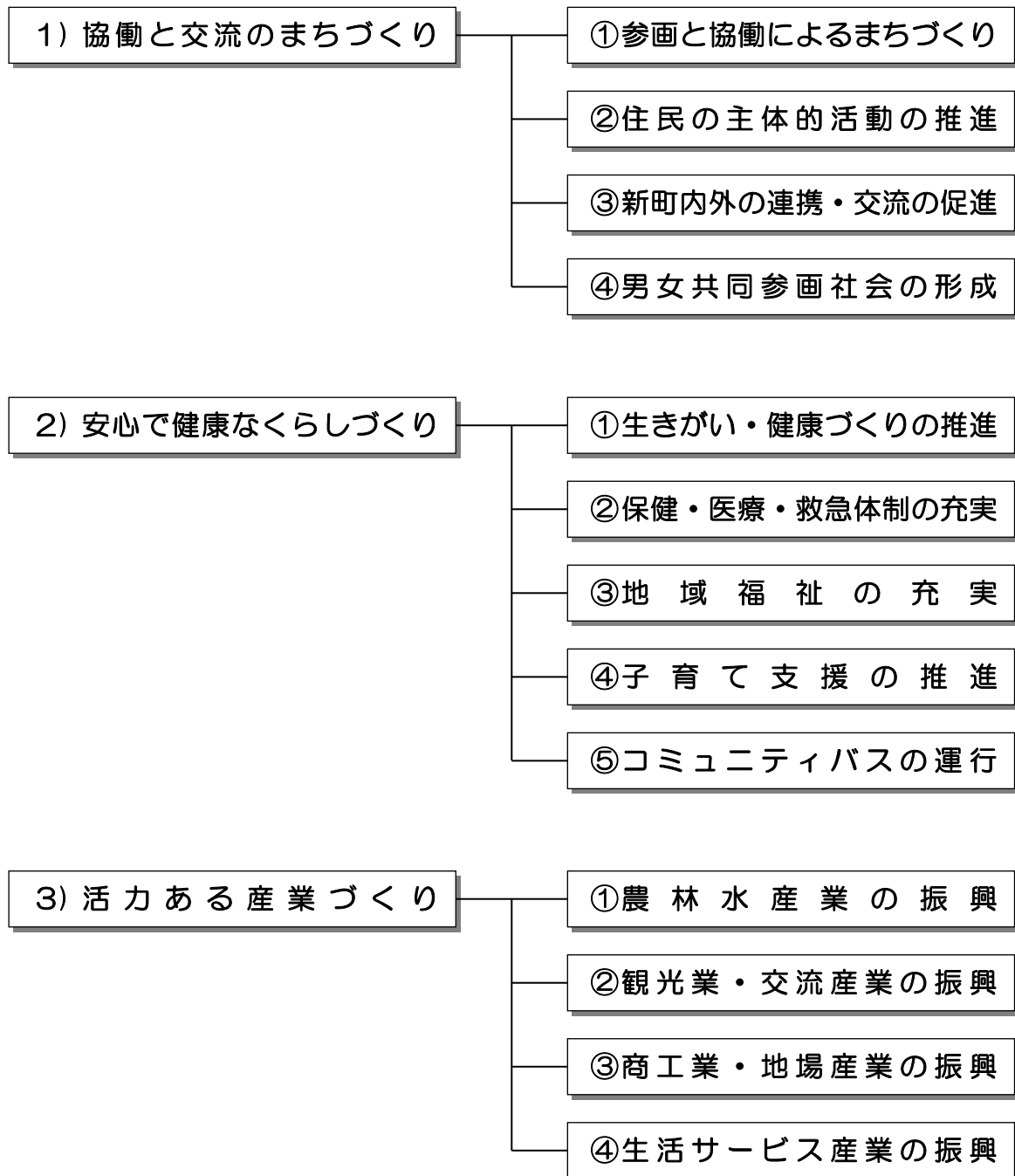
新町では、健全な発展を図るため、適切な土地利用の誘導を図るとともに、まちの誇りである豊かな自然環境の保全・再生に努めます。また、豊かな自然を生かし、すべての人が住み続けたいまちをめざした住環境の整備を進めます。さらに、災害に強く、犯罪のない安全・安心のまちづくりをめざします。

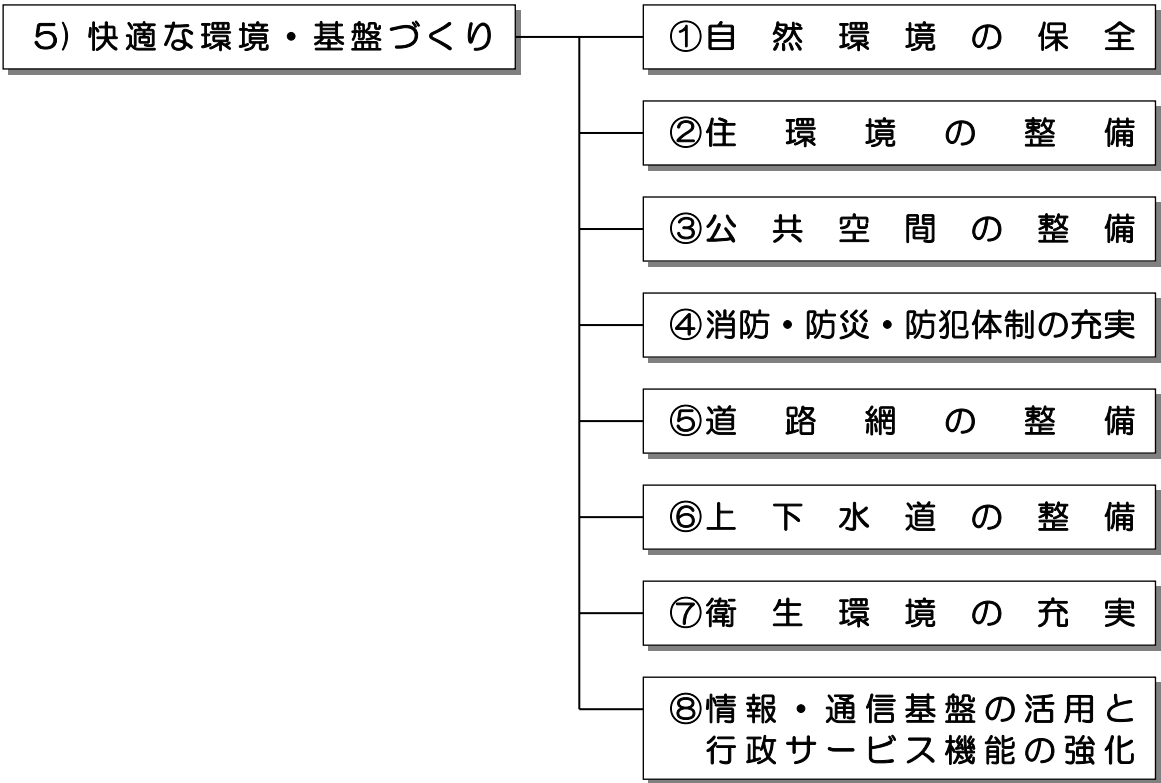
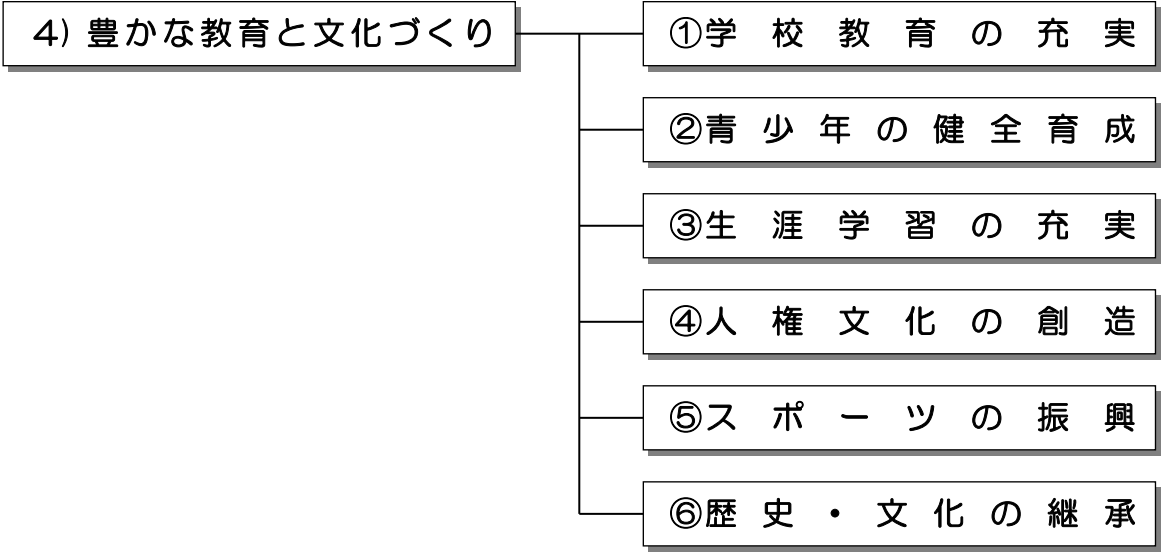
住民生活のあらゆる面で、安全性、利便性、快適性の確保をめざし、従来から進めてきた道路や上下水道などの生活基盤や、情報と通信基盤の整備を引き続き進めます。

4. 新町の施策

(1) 施策の体系

2町の迅速な一体化を促進し、新町の将来像を実現するため、基本方針に基づき施策の体系を構築し、まちづくりの総合的、計画的な整備を推進します。





(2) 主要事業

1) 協働と交流のまちづくり

①参画と協働によるまちづくり

社会の成熟化等により自治会、老人クラブ、ボランティア、NPO(※)などの活動をとおして、一人ひとりが多様な分野で自己実現を図るための積極的な生きがいづくりや、自己の意思に基づき、その意欲と能力に応じた主体的な社会参加に取り組むなどの活動が多く見受けられるようになってきました。

今後の少子高齢化の進展を考える時、地域社会が共に支え合うコミュニティ(※)づくりを推進するとともに、産業、福祉、教育など、さまざまな分野での地域の課題解決やまちづくりに、住民と行政が互いにパートナーとして信頼・連携し、取り組むことがますます重要になってきます。

※NPO (Non Profit Organization)

ボランティア団体等営利を目的としない非営利の民間団体のうち、特定非営利活動促進法による特定非営利法人。保健、医療、福祉、社会教育、まちづくり、文化・芸術・スポーツ、環境保全、災害救援、国際協力等の分野に該当し、不特定かつ多数の者の利益増進に寄与することを目的とする活動（特定非営利活動）を行います。

※コミュニティ (Community)

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団、地域社会、共同体などを指します。

②住民の主体的活動の推進

パートナーシップのまちづくりを進めるため、住民に行政情報を積極的に開示するとともに、広く意見を求め、施策に反映できるよう努めるなど、広報・広聴機能の強化を図ります。

また、教育、福祉、文化、スポーツなど、多分野にわたる地域や行政の各種活動等の中から、自ら選択して一人でも多くの住民が参加できるように、ICT(※)などを活用した情報提供の充実に努めていきます。

※ICT (Information and Communication Technology)

通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術。メール、チャット、SNSの活用、通信販売の利用、ネット検索などをいいます。

③新町内外の連携・交流の促進

新町における地域振興や福祉の維持、向上を図るためには、あらゆる分野において、住民の交流・連携から生まれる一体性の確保が不可欠であり、そのための施策

を積極的に進めていきます。

新町は、各地域に豊富な自然、観光資源などを有し、国道 370 号によって世界遺産の高野山とも結ばれ、大都市圏に近接するという特徴をもっています。また、関西国際空港へも 60 分の近距離に位置しています。

これらの条件を最大限に活かし、近隣市町村との連携・交流を進め、観光等の広域的な展開を推進するとともに、ICT を活用し、全国、世界に向けて、魅力ある新町及び地域の最新情報を発信し、都市との交流や、様々な国や地域の人たちとの交流を促進します。

④男女共同参画社会の形成

少子高齢化、国際化、及び高度情報化の進展など、社会経済情勢の急激な変化に対応し、新町を真に住みよいふるさととするためには、男女が共に社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、お互いの個性と能力を十分に発揮しつつ利益を等しく享受し、共に責任を分かち合うことができる社会の実現が、緊急かつ重要な課題となっています。

今後、女性が社会のあらゆる分野に参画し、多様な活動をとおして、その能力を発揮できるよう、性別にとらわれない平等な立場での活動意識の育成に努めます。また、女性団体の育成、活動支援や相談体制の確立、新町の各種審議会や地域団体への女性の参画と登用の促進を図り、家庭、学校、職場等における男女平等教育の充実や、男女協働による組織運営ができる環境づくりに努めます。

また、男女共同参画社会の実現を計画的、具体的に推進するため、男女共同参画計画の策定に努めます。

主要施策	主要事業
①参画と協働によるまちづくり	ボランティア活動や地域づくりの活性化
	自治会組織の整備・充実
	公民館整備事業
②住民の主体的活動の推進	研究会、活動グループ等支援事業
	コミュニティ活動拠点整備
③新町内外の連携・交流の促進	都市住民との交流推進事業
	地域交流・国際交流事業
④男女共同参画社会の形成	女性団体の活動支援事業
	男女共同参画推進事業

2) 安心で健康なくらしづくり

①生きがい・健康づくりの推進

町民全てが、生きがいをもって充実した日常生活を過ごし、心身ともに健康で豊かな人生を送るということは、地域の活力を維持し、発展を支える源です。

新町では、生涯にわたって健康で豊かな人生を築くため、住民が健康に関心を持ち、その維持・増進や疾病予防に、気軽にまた積極的に取り組めるよう、健康教育や啓発活動を充実するとともに、住民一人ひとりの健康づくり運動を支援します。

また、各種健康診査、人間ドック事業などの内容を充実し、疾病の早期発見、早期治療やリハビリテーションに結びつくよう、医療機関と公共福祉機関の連携のもと、一貫した質の高い地域保健医療づくりに努めます。

さらに、生きがい対策として、あらゆる世代の人々が、趣味、スポーツ、社会奉仕、地域行事などを通して生涯活躍できるよう支援に努めます。

②保健・医療・救急体制の充実

少子高齢化、核家族化、女性の社会進出、ライフスタイルの変化等から、医療需要の増大や休日夜間の救急医療に対する需要が年々増加しつつあり、住民ニーズに対応した医療サービスが提供できるよう、近隣市町村、県、関係機関とも連携しながら、地域の実情に応じた医療・救急体制の整備、充実を図ります。

新町においては、各診療所とへき地医療拠点病院との役割分担、連携強化に努め、へき地医療体制の充実を図ります。

国民健康保険制度については、将来にわたり保険事業の運営が円滑に行われるように、財政の健全化に努めるとともに、住民の健康保持・増進のため、健康教育、相談などの各種保健事業の充実を図ります。

③地域福祉の充実

乳幼児から高齢者、障害者をはじめ、全ての住民、家庭がサービスの受け手になる可能性がある地域福祉については、それぞれのニーズに対応した、より安心で質の高いサービスの提供をめざし、各種保健福祉事業等の充実を図っていきます。

老人福祉計画をはじめ、各種計画を策定し、新町全域で均衡のとれた各種サービスの、計画的で適正な提供に努めます。

また、既存の各種公共施設、道路、住宅等のバリアフリー化(※)を進めるなど、ユニバーサル社会(※)の考え方を尊重した、安心・安全で快適に暮らせるまちづくりに努めます。

※バリアフリー化

建築物や道路などについて、移動の妨げとなっている段差や凹凸などの障壁（バリア）をなくすなど、高齢者や障害者に配慮した仕様にするということです。

※ユニバーサル社会

障害の有無や年齢、国籍、人種、性別等に関わらず、可能な限りすべての人が安心、安全、快適に利用できるように、あらかじめ設計や計画するという社会のことです。

④子育て支援の推進

乳幼児を持つ親が孤立せず、子育てへの負担感や育児不安の解消を図り、安心して子どもを産み育てることのできるまちづくりをめざします。

医療費の助成、保育所をはじめとする児童福祉施設の整備や運営内容の充実など、保健、福祉、医療、教育などの各分野にわたり、子育てを地域社会全体で支援する体制を進め、女性の社会参画促進や少子化問題に対応していきます。

⑤コミュニティバスの運行

住民の高齢化と過疎化の進行等により、利用者が減少している民間バスの維持確保が課題となっています。また、バスルートから離れている地域の生活交通対策として、これまでコミュニティバスの事業に取り組んできました。

新町においては、高齢者や障害者等をはじめ、全ての住民の利便性や安全性が図れるよう、生活交通対策の計画的な実施に努めます。

主要施策	主要事業
①生きがい・健康づくりの推進	介護予防事業の円滑な推進
	生きがいと健康づくり推進事業
	検診事業（人間ドック）
	健康診査体制の整備
②保健・医療・救急体制の充実	保健事業の推進
	医療・救急体制の整備
③地域福祉の充実	高齢者福祉関連事業
	障害者（児）福祉関連事業
	福祉施設運営事業
	ユニバーサル社会の推進
④子育て支援の推進	児童福祉施設整備・運営事業
	母子保健事業
	子育て活動支援事業
⑤コミュニティバスの運行	コミュニティバスの運行事業

3) 活力ある産業づくり

①農林水産業の振興

中山間地域における農林水産業従事者の減少、高齢化が進み、後継者不足が深刻な問題となっています。また、自然環境の保全、まちなみ形成という面からも、農地、森林の保全と管理が重要です。

新町においては、多様な担い手の育成、ICT・IoTの利活用、地域づくり、生産性の高い産地育成及び環境保全に配慮した農林業活動の支援と農林道などの基盤の整備を促進し、農林水産業の生産性の向上、合理化を促進します。

また、生産者の顔が見え、食の安全・安心に配慮した付加価値の高い農林産物の生産、加工、販売や、内水面漁業の活性化に努めます。そして、消費者との連携を強化し、地産地消を推進しつつ、農地の有効利用と生産組織の育成強化で、新たな農林水産業の展開を図ります。

林業については、森林のもつ多面的機能を発揮させるための森林整備も促進し、健全な森林になるように努めます。さらに、雇用の場の創出と定住の促進、地域社会の維持・再生を図ること等を目的とした緑の雇用対策事業等を活用しつつ、森林組合の機能強化を図りながら、意欲ある農林家の支援を行います。

また、農林水産業の後継者として、U/J/I ターン者(※)や定年帰農者の就労場所の拡充にも努めます。

※U/J/I ターン者

U ターンとは、大都市等で就学、就職していたものが郷里に帰ることをいい、J ターンとは、大都市に就学・就職したものが、郷里の近くの都市で就職することをいいます。また、I ターンとは、都市出身者が地方の企業等に就職・転職することをいいます。

②観光業・交流産業の振興

新町には、空・山・川の恵まれた自然、歴史、文化遺産などの観光資源があり、また、和歌山市や京阪神に近接していることから、身近で豊かな自然等を求め、多くの観光客が訪れています。

そうした地域の魅力の効率的、効果的な PR を更に図り、自然とのふれあい、住民との交流、滞在型の観光を推進するとともに、農林水産業や伝統産業を活用した体験型観光や健康スポーツと観光の組み合わせなど、新たな観光資源の開発などを進めます。

また、他市町村との広域連携のもと、周遊型の観光プランの作成、情報発信、農家民宿などの宿泊施設、観光案内板の整備、ホスピタリティマインド(※)の醸成などに取り組み、新町を訪れる多くの人々が、快適な空間と時間を楽しめるしくみを考えます。

また世界遺産登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」により、新町の交流連携核となる観光拠点と高野山を結ぶ国道 370 号を軸に、個性と魅力と夢のあるまちづくりを進め、観光・交流産業の振興を図ります。

※ホスピタリティマインド

親切なもてなしの心、気持ち。現在、観光地等において、訪れた人に快適な時間や空間を過ごしてもらうため、単にサービスを提供するという立場ではなく、ホスピタリティ（親切なもてなし）を備えた対応が重要な課題となっています。

③商工業・地場産業の振興

近年、交通網の整備により、消費者の購買範囲が隣接市町へ広がる中で、新町では、商工会と連携をしつつ、町内での購買を促進し、経営の近代化と健全化を支援するとともに、時代の変化に即した商業の活性化に努めます。

工業では、高度情報化等に対応した産業づくりを取り入れ、既存事業所の活性化、新たな事業所の誘致を進めます。また、伝統のある地場産業は、体験型観光への展開などに努めます。

今後期待される情報産業のほか、生活、医療、福祉など、新しい需要に対応した生活関連産業の育成と拡充を図ります。

また、意欲に富んだ地元の事業所や事業者等へ新事業の支援をすることで、地場産業の強化を図ります。

④生活サービス産業の振興

新町では、今後、農林水産業、工業、商業、観光・レクリエーションといった既存産業の振興だけでなく、豊かな自然環境や恵まれた立地条件を活かして、「自主・自立、協働・共助」の理念のもと、地域住民が主体となり、地域が抱える問題をビジネスとして継続的に取り組むことにより、地域の問題を解決し、新たな雇用機会の創出、地域を元気にするコミュニティ・ビジネス(※)の育成、支援など、新たな産業の振興に努めます。

※コミュニティ・ビジネス

現在、わが国には、コミュニティ・ビジネスの明確な定義はありませんが、地域や社会には多くの課題があり、その中でも地域住民の生活に密接に関わる課題があります。その課題を解決するためにビジネス的手法で取り組むことが基本的な考え方といえます。

主 要 施 策	主 要 事 業
①農林水産業の振興	農道整備事業（県事業）
	林道整備事業
	農業基盤整備事業
	農地保全事業
	灌漑排水事業
	ため池整備事業
	間伐・育林の促進
	特産品等育成・販売支援事業
	担い手の育成事業
②観光業・交流産業の振興	観光施設整備運営事業
	道の駅整備事業
	都市との交流事業
	観光振興事業
③商工業・地場産業の振興	農林商工まつり
	商工振興事業
	産業振興事業
④生活サービス産業の振興	コミュニティ・ビジネス関連事業

4) 豊かな教育と文化づくり

①学校教育の充実

新しい時代を担う心豊かでたくましい子どもたちを育成するため、教育情報の積極的な発信と共有を図り、家庭、地域社会との連携を深め、開かれた学校づくりを推進するとともに、わかる授業、楽しい学校の実現を図り、自ら学び、自ら考える力を育成します。

そして、交流学习や特色ある学校づくりの推進、健康づくりの推進に努め、「生きる力」を育む教育を進めます。豊かな自然や歴史・文化を活かした体験学習、地域の人々に学ぶ郷土学習、世代間交流など、地域特性を活かした特色ある学校づくりを推進します。

新しい時代に対応できる人材育成のための教育システムを積極的に推進して、地域の特性を活かした教育体制づくりと望ましい教育環境創造のため、児童、生徒数の動向に対応した学校の適正配置と適正規模の実現に努め、創造的で、教育機能が充実し、開かれた魅力ある学校づくりに取り組みます。

さらに、新しい教育環境に対応した施設整備を計画的に推進し、ALT(※)の活用等を通じて、国際感覚にあふれる人材育成に努めるとともに、高度情報化時代に対応した学習にも取り組みます。

※ALT (Assistant Language Teacher)

外国語指導助手。具体的には、「語学指導等を行う外国青年招致事業 (JET プログラム)」で来日し、日本全国の中学校や高等学校で英語を教える指導者をいいます。ALT は、各自治体における国際交流事業に携わり、日本の外国語教育の充実と地域レベルの草の根の国際交流の進展を図り、諸外国との相互理解を増進するとともに、国際化の促進に資することが期待されています。

②青少年の健全育成

近年、青少年を取り巻く環境が著しく変化し、豊かな人間性を育む心の教育の充実が求められています。

体力の向上、人権尊重、非行防止や更生、防犯など、青少年の健全な育成に関する住民の理解と協力を促進するため、家庭、地域、学校、関係団体、関係機関などと連携しつつ、青少年が創造性を育み、社会性と豊かな人間性を身につけることができるよう、一体的な取り組みを推進します。

③生涯学習の充実

既存の学習会等を基本として、住民の学習ニーズをより満たせるよう、「いつでも、どこでも、だれでも」全ての町民が生涯にわたり多様な学習活動に参加できるよう、生涯学習機会の創出をめざします。こうした学習活動の拠点となる施設の整

備とその内容の充実に努めるとともに、適切な学習情報の提供と指導者の育成・確保を行い、学習相談体制の整備を図ります。

また、学習者が自発的に同じ目的を持って仲間とグループを作り、ともに学ぶ楽しさや喜びを共有し、継続して学習内容を深められるような学習グループの充実を進めます。

さらに、家庭や地域の教育力を高め、地域ぐるみの教育を推進していきます。

④人権文化の創造

世界人権宣言(※)には、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」とうたわれています。

「個人の自由と多様性を理解し尊重する寛容な社会の形成」、「人権文化の創造」を基本的視点に、家庭、学校、地域社会など、あらゆる場と機会を通して、町民が人権尊重の意識を高める体制づくりを構築するため、講演会や各ブロック別の研修会を行い、人権委員会と共に、人権教育・啓発活動を行い差別や偏見のない地域社会を目指します。

※世界人権宣言

昭和23年(1948年)12月、国連総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めています。なお、採択された12月10日は、「世界人権デー」とされ、わが国では、12月10日までの1週間を「人権週間」と定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

⑤スポーツの振興

近年、だれもが年齢にあったスポーツを日常生活の中で気軽に楽しみ、自主的な健康づくりに取り組めるよう、新たな環境づくりが求められています。

新町では、青少年の健全な育成や体力づくりと気軽にスポーツを楽しむ生涯スポーツの推進を図るため、地域住民や各スポーツ団体と連携した支援活動を行うと共に、社会体育施設・学校施設の有効利用を図るための施設整備を進めます。

⑥歴史・文化の継承

新町は、世界遺産 高野山と歴史的な関わりが深く、たくさんの名所や旧跡があり、歴史や文化が息づいています。これら貴重な文化財、歴史遺産、地域の祭礼、伝統芸能の管理、継承、保存、修復など、地域固有の芸術・文化環境の充実を図ります。

また、郷土芸能や生活習慣、風習などは、地域固有の文化であり、生涯学習の推進と連携しつつ、誇りを持って継承していきます。

さらに、こうした地域の歴史・文化の情報発信に努めます。

主 要 施 策	主 要 事 業
①学校教育の充実	小中学校施設整備事業
	小中学校の適正規模化・適正配置の推進
	給食施設整備事業
	学校夢づくり事業
	体験学習活動事業
	外国人指導助手招致事業
	交流学習事業
	ICT 教育推進事業
	開かれた学校づくりの推進
②青少年の健全育成	児童館整備事業
	健全育成推進事業
③生涯学習の充実	文化施設整備事業
	各種学習支援事業
④人権文化の創造	人権教育啓発事業
⑤スポーツの振興	スポーツ施設整備事業
	生涯スポーツ等推進事業
⑥歴史・文化の継承	文化財保護事業
	伝統文化の保存継承・活用事業

5) 快適な環境・基盤づくり

①自然環境の保全

豊かな自然は、地域の暮らし、歴史・文化の源であるとともに、将来に受け継いでいくべき、地域固有の財産です。しかし、後継者不足による耕作地の減少や森林の管理不足から、水源かん養力の低下とそれに伴う河川の生態系の変化など、この豊かな自然が失われつつあります。

新町では、地域の誇りとなる「豊かな自然環境を住民が守る」という強い環境意識を後世に伝えていくため、地域住民だけでなく、訪れる人々にも自然環境保全の重要性を啓発していきます。

豊かな自然を守るため、空・山・川の自然の循環を踏まえ、水源かん養機能の高い森づくりを行い、水源の確保に努めるとともに、住民と行政が一体となり下水道施設の維持管理や合併浄化槽の設置の推進、ごみの分別収集と減量化を考えたごみ処理活動の展開も計画的に進めます。

また、流域市町で構成している貴志川水質保全対策連絡協議会の連携強化に努めます。

さらに、環境にやさしい、太陽、風、水力、バイオマス(※)など、自然の力を利用したクリーンエネルギーの活用やグリーン購入(※)を考えるとともに、環境保全意識の啓発や環境学習等の取り組みに努めます。

※バイオマス (Biomass)

バイオマスは、「バイオ (bio=生物、生物資源)」と「マス (mass=量)」からなる言葉で、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものと言われています。例えば、木くず、動物の糞尿、生ごみなどが含まれ、太陽のエネルギーと水、土、空気等を使って生物により自然循環のなかでつくられる資源です。

※グリーン購入

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。平成13年4月に施行された、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)では、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めています。

②住環境の整備

これまでは、都市圏への近接性のメリットを活かし、和歌山都市圏等の定住地として住環境整備に取り組んできましたが、近年、若者や勤労者の他地域への流出が進行しています。

若者や勤労者の定住促進のため、都市圏に近いだけでなく、身近な自然に親しむことができるなど、新町の特徴を踏まえた住宅と生活環境整備を計画的に進めると

ともに、適切な土地利用の誘導を図ります。

さらに、人口流出防止と定住の促進を図るため、行政と住民との協働により、U/J/I ターン者のための生活環境の整備も行うように努めます。

③公共空間の整備

新町には、生石高原、ふれあい公園、みさと天文台、セミナーハウス未来塾、かじか荘、オートキャンプ場などの施設、貴志川や真国川など、多様な公共空間があり、住民や訪れる人々に身近なコミュニティ、レクリエーションの場を提供しており、安らぎと交流の場として利用されています。

生石高原のススキの再生やふれあい公園周辺の豊かな自然環境づくりなど、既存の公共空間、自然資源の適切な管理、保全に努めます。

④消防・防災・防犯体制の充実

山間地域においては、集中豪雨、土砂災害、地震、台風災害などでライフライン（※）が途絶えることが心配されています。このため、バイパス道路整備、土砂災害対策事業、治山事業、河川整備事業、用排水路整備などを図り、総合的に防災対策を進めていきます。

新町における消防体制や消防団における団組織の担い手育成と団活動の充実に努めます。

また、新町の地域防災計画を速やかに策定し、住民、行政、関係機関が一体となり、広大な面積にも対応した防災体制を確立するため、避難場所、避難経路の整備、大規模災害に備えた救援物資の備蓄、消防・防災施設整備などの計画的な整備を図ります。さらに、自主防災組織の設立・育成を進め、防災意識の高揚ならびに大規模災害時の被害の防止・軽減を図り、災害に強い安心して暮らせるまちづくりを行います。

また、住民の防犯・交通安全については、意識の高揚を図るとともに、家庭、学校、職場、地域、警察、行政が一体となった活動の推進に努めます。

※ライフライン（Lifeline）

生活、生命を維持するための水道、電気、ガス、通信などのネットワークシステム。災害などの際、これらの機能の停止は、住民生活に大きな支障となります。

⑤道路網の整備

新町では、経済活性化を推進し、安全で快適な住民生活や地域間格差のない生活基盤の確保のため、近隣市町村と連携しつつ、総合的に道路・交通体系の確立、福祉や環境及び交通安全に配慮した幹線道路、生活道路の整備に努めます。

⑥上下水道の整備

新町では、未給水地域の解消等をめざして、上水道、簡易水道の新たな施設整備を進めます。

また、簡易水道の統合も計画的に進めながら、漏水対策のため、古くなった給水・配水管の取替えを行い、清潔で安全な水を安定的に供給していきます。

現在、貴志川水系の水質保全と水源の環境維持を図るため、農業集落排水事業の運営や合併処理浄化槽設置事業を進めており、今後とも地域の状況や維持管理面を考慮に入れ、計画的に進めていきます。

⑦衛生環境の充実

循環型社会の実現をめざしていくために、3R（リデュース（減量）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源））によるごみの減量化について、住民の理解や協力を得ながら進めていきます。

今後、ごみ処理については、広域的取り組みを考えていきます。し尿収集・処理システムについては、適切な維持管理に努めます。

⑧情報・通信基盤の活用と行政サービス機能の強化

行政サービスが多様化と広域化する中で、住民が「いつでも」「どこでも」日常生活に関する行政情報を簡単かつ迅速に収集することができ、双方向機能を活用することにより、様々な相談や問い合わせができるようになるなど、情報化社会に対応した便利なサービスを受けることができる環境づくりを進めています。

新町では、防災、福祉、医療、教育などのさまざまな行政サービスの高度情報化を図るため、システムの構築と高速情報通信基盤を整備し、電子自治体を推進します。

また、高度情報化にも対応できる人材育成に取り組めます。

さらに、多くの住民が日常生活や事業活動の中で時間、距離と関係なく情報の受発信が可能となるIT等を気軽に活用し、高度情報化の恩恵を享受できるよう、情報通信技術の知識及び利用能力に係る学習機会を増やします。

今後、地上波デジタル化に伴うテレビの難視聴対策など情報通信格差是正のための整備にも努めます。

主要施策	主要事業
①自然環境の保全	森林整備地域活動支援
	河川の美化活動推進
	河川の環境づくりと浄化対策
	河川の生態系保全と親水性の確保

②住環境の整備	公営住宅整備事業
	若もの定住促進事業
	地籍調査事業
	U/J/I ターン者等の受入事業
③公共空間の整備	公園等整備・運営事業
	自然資源等再生・管理事業
	施設の適切な維持管理と整備
④消防・防災・防犯体制の充実	地すべり対策事業（国土交通省・農林水産省所管）
	農地防災事業
	消防・防災施設等整備事業
	消防・防災体制の強化
	防犯・交通安全施設等整備事業
	河川整備事業（県事業）
	砂防事業（県事業）
	急傾斜地崩壊対策事業（県事業）
⑤道路網の整備	国道 370 号道路改良事業（県事業）
	県道改良事業（県事業）
	町道改良事業
⑥上下水道の整備	水道施設整備事業
	合併処理浄化槽設置事業
⑦衛生環境の充実	生ごみ処理機等購入補助事業
	ごみ処理の広域化
⑧情報・通信基盤の活用と行政サービス機能の強化	情報通信基盤整備事業
	情報通信格差是正事業
	行政システム統合事業

5. 和歌山県事業の推進

4. 新町の施策で掲載した主要事業のうち和歌山県などが主体となって実施する事業について整理します。

主 要 施 策	主 要 事 業
農林水産業の振興	農道整備事業
消防・防災・防犯体制の充実	地すべり対策事業（県事業・国土交通省・農林水産省所管）
	河川整備事業
	砂防事業
	急傾斜地崩壊対策事業
道路網の整備	国道 370 号道路改良事業
	県道改良事業
	町道改良事業（県代行事業）

6. 公共的施設の適正配置と整備

新町には、庁舎をはじめ行政施設、社会福祉施設、教育文化施設など、多くの公共的施設が整備されています。これら公共的施設の適正配置が求められますが、その際、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、新町の特殊性や均衡、さらには財政事情などを考慮しながら、事業の効果や効率性について十分検討するとともに、既存施設の有効活用など、効率的で安全な整備に努めます。

なお、合併に伴い支所となる旧役場庁舎等については、住民サービスの低下をまねかないよう十分配慮し、必要な機能の整備を図っていきます。

7. 財政計画

(1) 前提条件

新町における財政計画は、平成 17 年度から令和 7 年度までの合併年度及びこれに続く 20 年間について、歳入・歳出の項目ごとに過去の実績等により、普通会計ベースで作成したものです。

1) 歳入

①地方税

現行の税制度を基本とし、将来の推計人口を考慮して推計しています。

②地方交付税

普通交付税については、現行制度を基本として、これまでの交付額をベースに、地方債等の元利償還金の交付税措置を各年度に見込むとともに、合併算定替の段階的縮減を考慮して推計しています。

③国庫支出金、県支出金

国庫支出金及び県支出金については、過去の実績等により算定しています。

④分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績等により算定しています。

⑤地方債

現行の地方財政制度を踏まえ、新町建設計画における主要事業の実施に伴う合併特例債並び通常債に、臨時財政対策債を加えて見込んでいます。

2) 歳 出

①人件費

人件費については、合併後、退職者の補充を抑制することにより、一般職職員の削減及び特別職職員の減を見込んでいます。

②物件費

過去の実績を踏まえるとともに、財政削減効果と今後増加する経費を見込んで推計しています。

③扶助費

扶助費については、高齢者福祉への対応等を見込んで、過去の実績等をもとに算定しています。

④補助費等

補助費等については、過去の実績等により算定し、合併による影響分を見込んでいます。

⑤投資的経費

投資的経費については、まちづくり事業に係る普通建設事業などを見込んでいます。

⑥公債費

公債費については、令和元年度までの地方債に係る償還予定額に、令和2年度以降のまちづくり事業の実施に伴う新たな地方債に係る償還見込み額を加えて算定しています。

⑦繰出金

繰出金については、介護保険事業や後期高齢者医療事務等への繰出金を見込んでいます。

(2) 歳入歳出の見通し

〔歳入〕

(単位：百万円)

区分	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
地方税		884	888	965	992	945	911	907	857	849	834	824	835	838	823	824	809
地方交付税		3,737	3,790	3,748	3,893	3,879	4,156	4,022	4,015	4,102	4,048	4,148	4,034	3,871	3,784	3,745	3,831
国庫支出金		284	273	344	440	976	641	423	244	774	620	372	376	308	260	415	2,063
県支出名		416	366	274	312	358	473	395	464	430	377	348	303	357	305	357	370
地方債		1,073	708	1,009	891	1,311	955	908	984	1,194	1,077	1,189	821	880	688	875	1,343
使用料・手数料		156	152	140	177	185	183	196	156	153	150	153	151	139	203	442	225
分担金・負担金		6	7	8	99	11	9	9	9	11	26	17	17	11	13	10	5
財産収入		60	18	14	13	17	15	25	15	40	25	14	14	15	14	18	14
繰入金		576	192	179	119	212	22	26	385	320	320	37	40	313	113	337	1,275
諸収入		103	101	88	81	92	73	184	221	213	107	100	97	99	71	206	150
繰越金		318	310	345	259	244	578	590	383	458	517	550	625	548	542	362	473
その他収入		386	400	303	291	269	271	262	225	240	233	317	294	302	307	322	340
歳入合計		7,999	7,205	7,417	7,567	8,499	8,287	7,947	7,958	8,784	8,334	8,069	7,607	7,681	7,123	7,913	10,898

	R3	R4	R5	R6	R7
地方税	777	766	754	729	718
地方交付税	3,730	3,678	3,670	3,719	3,751
国庫支出金	483	698	514	301	303
県支出名	373	375	378	381	384
地方債	201	582	1,053	266	152
使用料・手数料	221	217	214	210	207
分担金・負担金	5	5	5	5	5
財産収入	14	14	14	14	14
繰入金	814	1,189	1,177	519	505
諸収入	150	50	50	50	50
繰越金	263	146	15	64	44
その他収入	337	391	418	391	387
歳入合計	7,368	8,111	8,262	6,649	6,520

〔歳出〕

(単位：百万円)

区分	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
人件費	1,724	1,603	1,507	1,452	1,403	1,403	1,425	1,423	1,440	1,441	1,431	1,313	1,270	1,270	1,217	1,240	1,371
物件費	939	733	725	742	869	1,016	910	993	861	826	948	936	854	826	854	1,024	1,154
維持補修費	42	47	20	32	35	39	44	36	25	101	28	29	165	142	160	142	160
扶助費	293	280	302	296	327	431	440	444	490	470	476	500	425	421	421	430	430
補助費等	753	714	691	779	1,032	750	787	840	1,166	902	991	851	902	909	992	950	2,024
投資的経費	1,405	949	1,340	1,226	1,695	1,018	883	753	1,044	909	806	693	704	704	704	1,400	2,191
公債費	1,625	1,719	1,720	1,693	1,569	1,759	1,725	1,637	1,498	1,163	1,079	1,152	1,221	1,193	1,127	1,193	1,127
繰出金	572	578	581	616	702	754	779	828	824	851	864	903	826	846	826	825	820
積立金	336	237	272	486	289	435	429	397	355	267	740	593	270	267	182	182	1,275
投資・出資・貸付金	0	0	0	1	0	93	144	149	53	385	81	90	87	63	83	63	83
歳出合計	7,689	6,860	7,158	7,323	7,921	7,698	7,566	7,500	8,267	7,784	7,444	7,060	7,139	7,440	7,440	10,635	10,635

区分	年度	R3	R4	R5	R6	R7
人件費	1,341	1,330	1,340	1,340	1,340	1,320
物件費	1,131	1,108	1,086	1,064	1,043	1,043
維持補修費	168	177	186	195	205	205
扶助費	439	447	456	465	475	475
補助費等	941	943	943	922	945	945
投資的経費	1,019	1,944	2,031	449	428	428
公債費	1,107	1,122	1,203	1,200	1,136	1,136
繰出金	825	820	813	806	802	802
積立金	164	106	40	64	54	54
投資・出資・貸付金	87	98	100	100	99	99
歳出合計	7,222	8,095	8,198	6,605	6,507	6,507

〔歳入歳出差引額〕

(単位：百万円)

区分	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
歳入歳出差引額	310	345	259	244	578	589	381	458	517	550	625	547	542	362	473	263	263

区分	年度	R3	R4	R5	R6	R7
歳入歳出差引額	146	16	64	44	13	13